

**はこね男女共同参画推進プラン**  
**(第2次)**  
**素案**

**平成26年12月**

**箱根町 企画課**



# 目 次

第1章 プランの策定にあたって.....	1
第1節 プランの基本的なこと .....	2
(1) 策定の目的.....	2
(2) 性格・位置づけ.....	2
(3) 計画期間.....	3
(4) 策定体制.....	3
第2節 策定の背景 .....	4
(1) 本町のこれまでの取組み.....	4
(2) 国の動向.....	5
(3) 県の動向.....	8
第2章 本町の現状.....	11
第1節 男女共同参画の視点から見た本町の現状 .....	12
(1) 人口の推移.....	12
(2) 世帯の推移.....	14
(3) 産業別人口の推移.....	15
(4) 未婚率の推移.....	16
(5) 女性の労働力率の推移と本町の特性.....	17
第2節 町民意識調査から見られる町民の意識の変化 .....	18
(1) 生活や社会の状況に対する意識.....	18
(2) 固定的な性別役割分担意識.....	23
第3節 はこね男女共同参画推進プランの取組状況 .....	24
(1) 目標値の達成状況.....	24
(2) 施策の取組状況と男女共同参画の観点からの成果.....	25
(3) 計画の進捗状況.....	27
第4節 本プラン策定にあたっての課題 .....	28
第3章 プランの体系.....	31
第1節 基本理念 .....	32
第2節 基本目標 .....	32
第3節 施策の体系 .....	34

<b>第4章 計画の内容</b> .....	<b>35</b>
第1節 基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の促進 .....	36
第2節 基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 .....	42
第3節 基本目標Ⅲ 異性に対する暴力の根絶と人権の尊重 .....	46
第4節 計画の進捗状況を計るための目標値 .....	50
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>51</b>
<b>資料編</b> .....	<b>53</b>
1 はこね男女共同参画推進プラン（第2次）の策定経過 .....	54
2 箱根町男女共同参画推進委員会委員名簿 .....	55
3 箱根町男女共同参画推進委員会設置要綱 .....	56
4 男女共同参画社会基本法 .....	57
5 神奈川県男女共同参画推進条例 .....	61
6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 .....	63
7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 .....	72

# 第 1 章 プランの策定にあたって

# 第1章 プランの策定にあたって

## 第1節 プランの基本的なこと

### (1) 策定の目的

本町では、女性も男性も、高齢者も子どもも、障がいのある人もない人も、町を愛するすべての男女が互いに認め合い、対等な立場で心と力を合わせて、苦労を分かち合い、そして成果もともに分かち合うことができる、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指して、平成17年（2005年）3月に「はこね男女共同参画推進プラン（以下、「前プラン」という）」を策定し、これまでさまざまな取組みを進めてきました。

その間、わが国では、総人口が減少しはじめ、少子高齢化の進行、国内経済活動の成熟化と国際化、家族形態の多様化など、急速に環境が変化しており、今後、地域の活力を高め、時代の変化に対応していくためには、女性はその能力を発揮して経済社会へ参画する機会を確保することや、ワーク・ライフ・バランスを推進するなど、家庭や地域、職場において男女共同参画の視点を反映させ、取組みを進めていくことが一層重要になっています。

このため、前プランの計画期間終了にあたり、これまでの成果と課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応した、本町の男女共同参画を総合的に推進する新たなプランとして「はこね男女共同参画推進プラン（第2次）」を策定しました。

### 男女共同参画社会とは

男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分発揮できる社会が男女共同参画社会です。

男女共同参画社会基本法には、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会と定義されています。

### (2) 性格・位置づけ

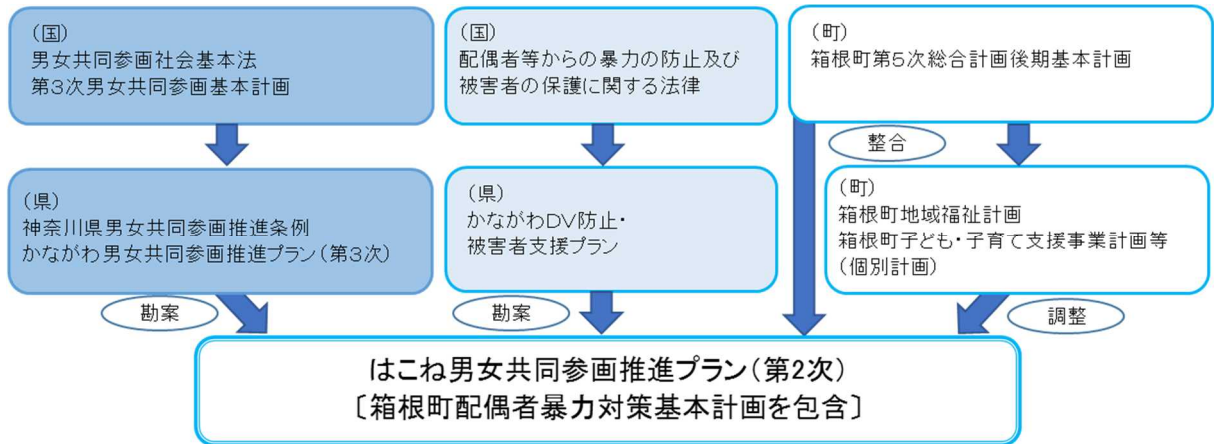
このプランは、男女共同参画社会基本法（平成11年6月制定 以下、「基本法」という。）第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画にあたります。

このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成25年7月改正）第2条の3の第3項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）を包含しています。

このプランは、国の第3次男女共同参画基本計画、県のかながわ男女共同参画推進プラン（第3次）を勘案して策定しています。

このプランは、前プランの内容を継承するとともに、箱根町第5次総合計画を上位計画とし、他の関連する計画との整合を図っています。

○計画の位置づけ



(3) 計画期間

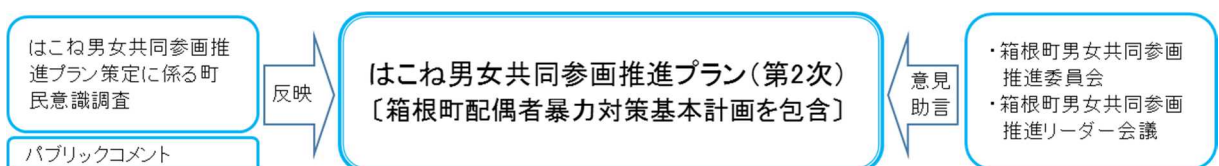
このプランの期間は、平成27(2015)年度～平成36(2024)年度の10年間としますが、社会経済情勢、町民の価値観やライフスタイル、ニーズの変化などを踏まえ、必要に応じ改訂等を行います。

(4) 策定体制

本プランは、町民委員や有識者による「箱根町男女共同参画推進委員会」と、町職員による「箱根町男女共同参画推進リーダー会議」において議論を重ねて策定しました。

策定の過程において、町民意識調査を通じ、本町における男女共同参画を取り巻く実態を把握するとともに、プラン素案に対するパブリックコメントを実施するなど、広く町民の意見を取り入れ、その反映に努めました。

○策定体制



## 第2節 策定の背景

### (1) 本町のこれまでの取組み

本町が、平成17年度から平成26年度にかけて推進してきた前プランでは、目指すべき姿と基本理念を掲げるとともに、それを実現するために定められた4つの基本目標に対して12の基本方向と25の推進施策を設定し、各種の取組みを実施してきました。

「あらゆる分野における男女共同参画の促進」では、政策・方針決定の場への男女共同参画をはじめとし、女性の人材育成やパートナーシップの町づくりの推進など男女共同参画の促進を図るとともに、「男女共同参画を推進するための基礎づくり」では、性別による役割分担意識の解消などを目指した制度・慣行の見直しや、学校教育や生涯学習などを通じて男女共同参画推進を図ってきました。

また、「さまざまな働き方が可能となる社会環境づくり」では、仕事と家庭の両立や男女平等の視点に立った雇用環境の促進などに取り組んだほか、「生涯を通じて安心して暮らせるまちづくり」では、男女の人権の尊重や、生涯にわたる健康づくり、高齢期における自立支援などを行ってきました。

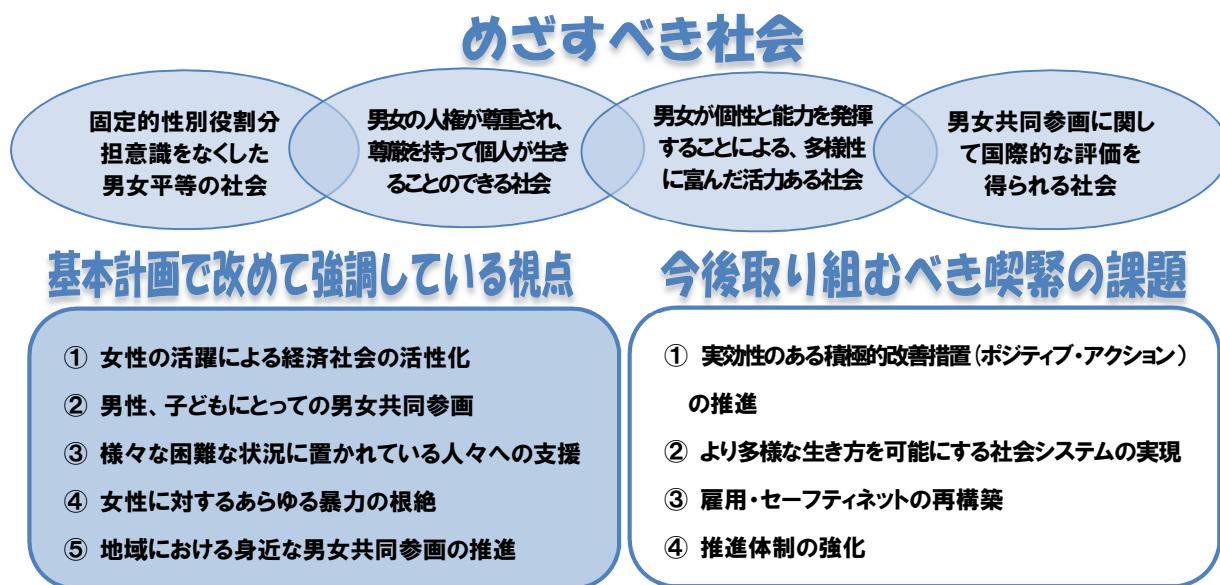
同時に目標の実現に向け、プランの推進体制を確立するため「箱根町男女共同参画推進リーダー会議」を設置し、庁内の男女共同参画の推進を図るとともに、町民及び有識者による「箱根町男女共同参画推進委員会」を組織して、計画の推進状況を報告し、その達成度の点検・評価などを協議することにより、プランの円滑な推進に努めてきました。



## (2) 国の動向

### 国の動向 1 第3次男女共同参画基本計画が策定されました。

国においては、平成 11 年の男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画が策定され、平成 17 年には男女共同参画基本計画（第2次）として見直しが行われました。平成 22 年に再び全体の見直しが行われ、同年 12 月には第3次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。第3次男女共同参画基本計画では次の4つの目指すべき社会像を掲げています。



## 特徴

- ・ 経済社会情勢の変化等に対応して、5つの重点分野を新設  
実効性のあるアクション・プランとするためそれぞれの重点分野に「成果目標」を設定
- ・ 平成 32 年（2020 年）に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度とする目標に向けて取組を推進
- ・ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ<sup>※1</sup>問題」の解消も強調

※1 M字カーブ

M字カーブとは、日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多いためです。

なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

## 国の動向2 ワーク・ライフ・バランスが推進されています。

平成 19 年 12 月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び、これを実現するための「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。これにより、社会全体で「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」を目指すこととなり、第 1 子出産前後の女性の継続就業率、男女の育児休業取得率や 6 歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間の向上などの数値目標が設定されました。

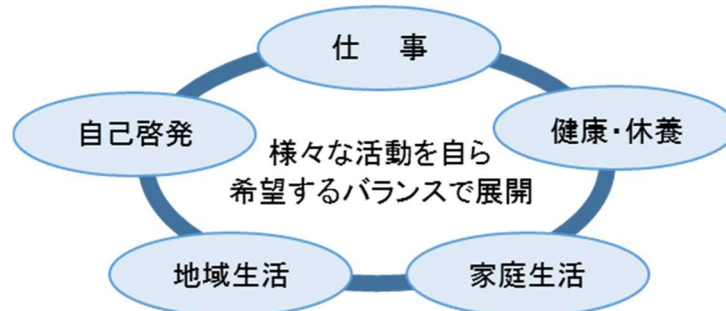
### ○仕事と生活の調和とは

「憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、以下とされています。

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」

### ○ワーク・ライフ・バランスのイメージ

#### ワーク・ライフ・バランスが実現した姿



ワーク・ライフ・バランスとは：  
仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、  
様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態

男性も女性も、  
あらゆる世代の人の  
ためのもの

人生の段階に応じて  
自ら希望する「バ  
ランス」を決められるもの

「仕事の充実」と  
「仕事以外の生活の  
充実」の好循環を  
もたらず

多様性を  
尊重した活力  
ある社会

### 国の動向3 育児・介護休業法の改正や少子化対策が推進されています。

平成20年12月、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定促進など次世代育成支援対策推進法が一部改正され、平成22年6月には、3歳までの子を養育する労働者の短時間勤務制度の義務づけ、父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長（パパ・ママ育休プラス）や介護のための短期休暇制度の創設など育児・介護休業法が改正されました。

また、平成24年8月、社会保障・税一体改革の一項目として、「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（子ども・子育て関連3法）が可決・成立し、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行されることになりました。これにより「幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子育て支援の充実」を総合的に推進していくこととなっています。

### 国の動向4 DV防止法やストーカー規制法が改正されました。

配偶者からの暴力の問題を総合的に規定したわが国最初の法律として平成13年10月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（一部は14年4月施行）が施行され、平成16年の一部改正により、暴力の定義の拡大や元配偶者からの暴力も含めることとされたほか、都道府県による基本計画の策定が義務づけされました。平成19年の改正で保護命令制度の拡充や市町村による基本計画策定の努力義務も定められましたが、平成25年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、平成26年1月3日に施行されました。

この改正は、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされます。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

平成12年に施行された「ストーカー行為」（つきまとい等を繰り返すこと）を行った者に対する罰則を設けたストーカー規制法は、平成25年7月に改正され、ストーカー行為の禁止命令を出す権限が被害者の居住地だけでなく加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも与えられるようになったほか、迷惑メールの繰り返しもストーカー行為に加えられました。

### (3) 県の動向

#### 県の動向1 かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）が策定されました。

県では平成 15 年度に基本法に基づく「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定し、平成 20 年 3 月に女性のチャレンジ支援などを重点目標とする第 2 次プランとして改定しました。

平成 25 年 3 月には、平成 25～29 年度までの 5 年間の計画期間とする第 3 次プランとして見直しました。新たなプランでは「女性の活躍と参画の促進」をはじめとする以下の 4 項目を重点目標に掲げています。

<b>基本目標</b>	<b>女性と男性がお互いを尊重し、個性と能力を発揮できる社会へ</b>
<b>基本理念</b>	(1) 性別による権利侵害や差別を受けず、男女が個人の能力を発揮できるようにすること (2) 社会のあらゆる分野で、男女が意思決定過程に共同して参加できるようにすること (3) 誰もが、仕事と生活との両立ができるようにすること (ワーク・ライフ・バランスの実現) (4) 性別による固定観念にとらわれず、社会のあらゆる活動において、男女が個性や適性に 応じた自由な選択ができるようにすること
<b>重点目標</b>	1 女性の活躍と参画の促進 2 女性の就業支援と就業の場における男女共同参画の促進 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 4 異性に対する暴力の根絶と人権の尊重

- 重点目標1 女性の活躍と参画の促進では、「県の審議会等における女性委員の割合」を、平成 23 年度の 31.3%から平成 29 年度には 40%とする数値目標を掲げています。
- また「県及び市町村の審議会等における女性委員の割合」を、平成 23 年度の 29.0%から平成 29 年度で 38%に、「県幹部職員（課長以上）における女性の割合」を平成 24 年度の 11.9%から平成 26 年度で 20%にそれぞれ数値目標を設定しています。

## 県の動向2 かながわDV防止・被害者支援プランが改定されました。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3」に規定された県における基本的な計画として、平成18年に策定（平成21年改定）した「かながわDV被害者支援プラン」（平成26～平成30年度）が平成25年度に改定されました。

重点目標	施策の方向	内容
Ⅰ 相談及び保護の推進	安心して相談できる体制の確保	◇県配偶者暴力相談支援センターの機能の充実 ◇相談における安全の確保 ◇適正な情報の管理 ◇相談窓口の周知
	一時保護と安全確保	◇一時保護の実施 ◇一時保護利用者への支援 ◇被害者の安全の確保 ◇適正な情報の管理
Ⅱ 自立支援の促進	自立した生活に向けた切れ目のない支援	◇生活基盤を整えるための支援 ◇安定した生活に向けた支援 ◇女性保護施設の機能の充実
Ⅲ 地域における取組み	地域における相談と自立支援の体制の充実	◇市町村における計画的な取組み ◇市町村における相談窓口の充実 ◇地域の状況に応じた県と市町村の連携
Ⅳ 関係機関・民間団体との連携、支援	関係機関・民間団体等相互の連携と人材育成等	◇関係機関 ◇民間団体等相互の連携 ◇支援者の育成と資質向上等
	民間団体との連携と支援の強化	◇民間団体との連携 ◇民間団体への支援
Ⅴ 暴力の防止と提案・苦情への対応等	暴力の防止に向けた取組み	◇未然防止・早期発見に向けた取組み ◇加害者対策
	提案・苦情への対応と調査研究	◇提案・苦情への対応 ◇調査研究



## 第2章 本町の現状

## 第2章 本町の現状

### 第1節 男女共同参画の視点から見た本町の現状

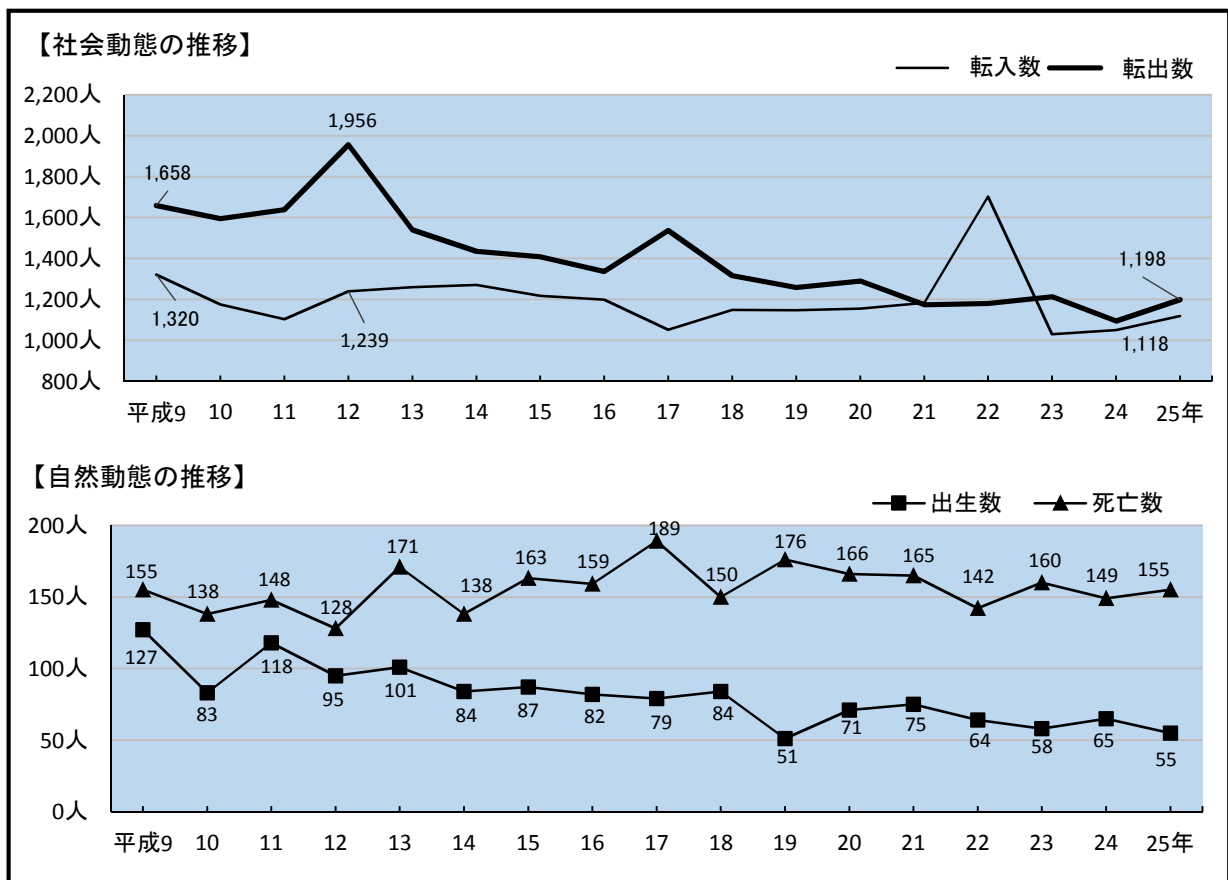
#### (1) 人口の推移

#### 出生数の減少などにより少子高齢化が進んでいます。

平成9年以降の人口動態の推移（図表1）から見られるように、本町の転入転出者は、平成22年を除き<sup>※2</sup>転出する人が転入する人よりも多く、また、死亡数が出生数を上回ることから人口が減少しています。特に近年は、転出する人と転入する人の差は、ほぼ変化がありませんが、死亡数と出生数は、死亡数がほぼ横ばいの一方、出生数は、減少傾向に歯止めがかからず、平成25年の総人口は、13,399人となりました（図表2）。

年齢3区分人口では、働く世代である生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（15歳未満）が減少する一方、老年人口（65歳以上）は、増加しており、全国・県との比較においても、年少人口が少なく、老年人口が多い状況です（図表3）。

図表1 本町の社会動態と自然動態の推移



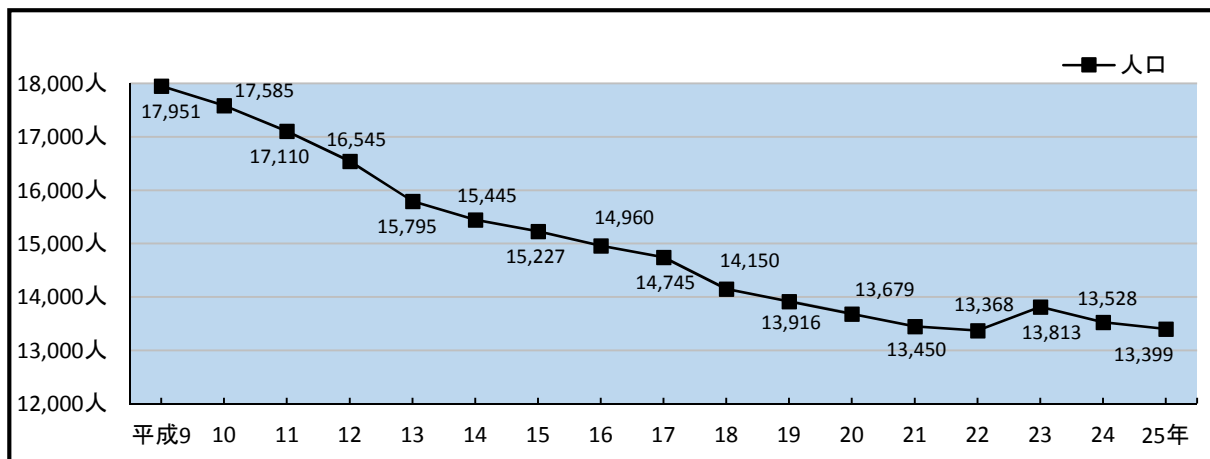
資料：人口統計調査

※2 平成22年の転入数

人口統計調査は、平成17年国勢調査結果確定数を基礎として推計した人口・世帯数と平成22年国勢調査結果確定数との乖離を、平成22年中の社会増減のうち転入又は転出の数値に含めて調整していることにより、転入数が増となっているもの。

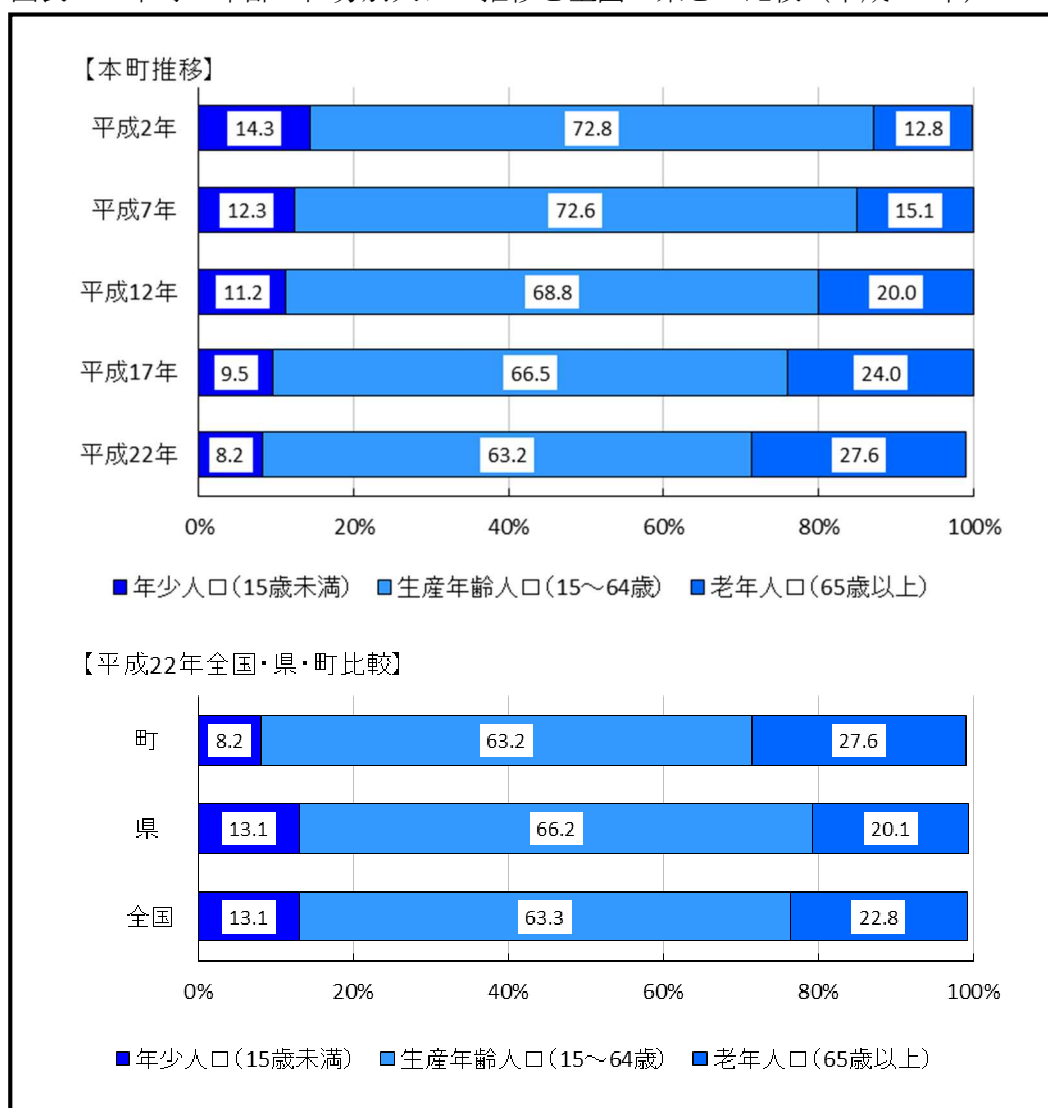


図表2 本町の人口の推移



資料：人口統計調査

図表3 本町の年齢3区分別人口の推移と全国・県との比較（平成22年）



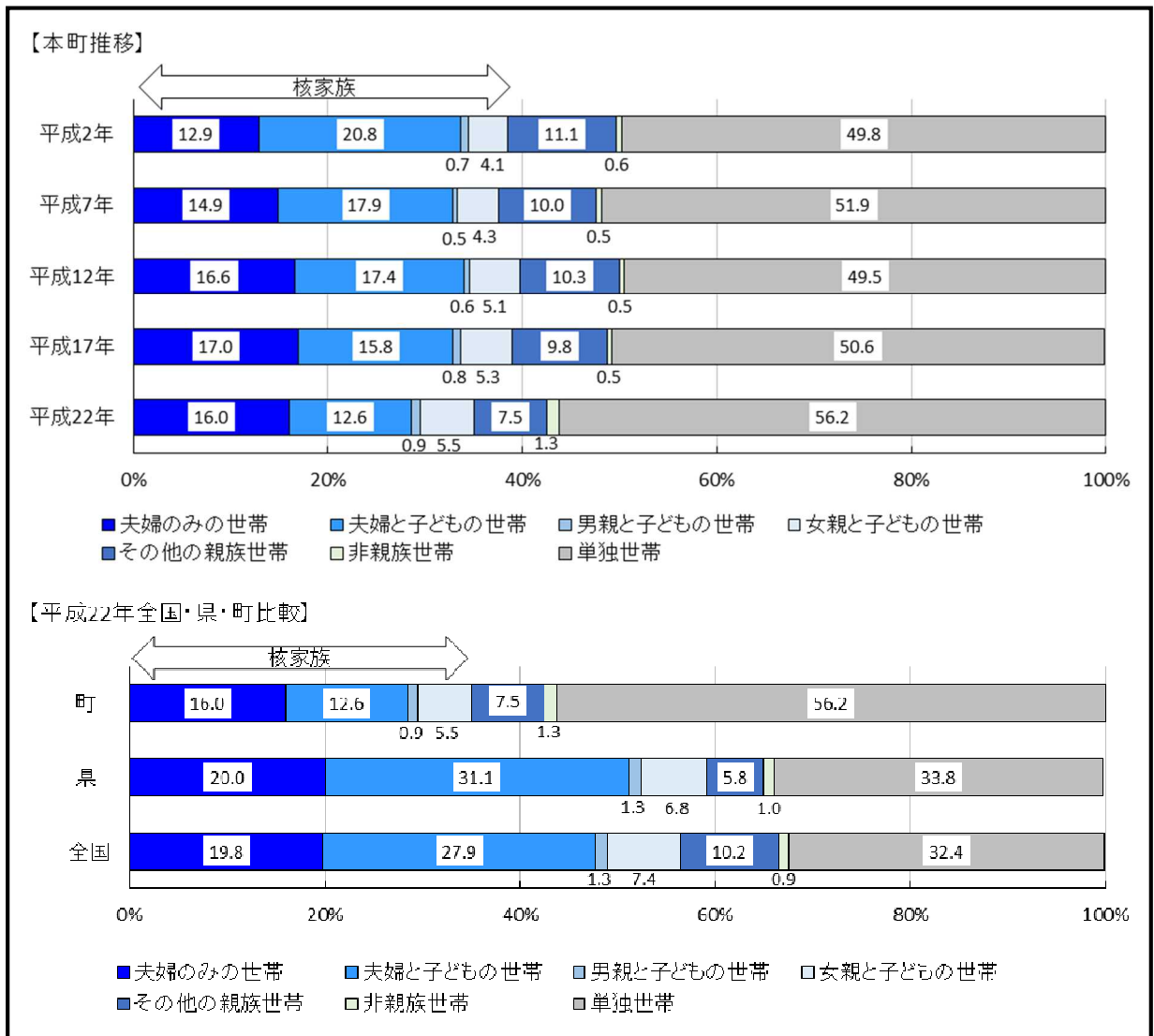
資料：各年国勢調査

## (2) 世帯の推移

### 1人暮らし世帯が増加しています。

家族類型の推移では、「単独世帯」が増加傾向にある一方、「夫婦と子どもの世帯」が減少傾向にあります。このことは、平成22年の全国・県と比較しても「単独世帯」がたいへん多く、「夫婦と子どもの世帯」が少ないという特性が顕著に見られます（図表4）。

図表4 本町の家族類型の推移と全国・県との比較（平成22年）



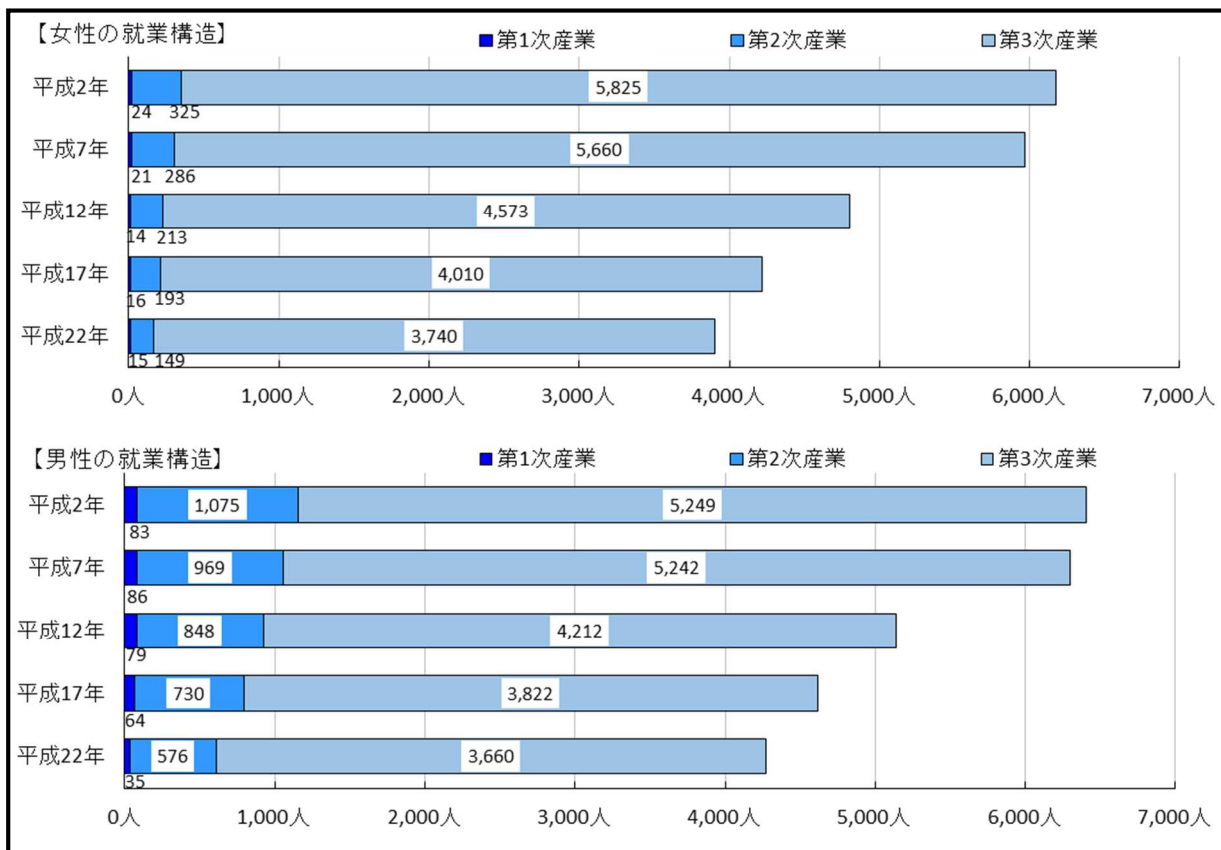
資料：各年国勢調査

(3) 産業別人口の推移

**第3次産業の就業者が約9割を占めており、その半数は女性が占めています。**

本町は、観光関連産業が基幹産業であるため、第3次産業の就業者が全体の約9割を占めています。中でも宿泊業・サービス業従事者が、その7割を越え、卸売・小売業がおよそ1割を占めており、半数以上は女性によって担われています（図表5・6）。

図表5 本町の就業構造の推移



資料：各年国勢調査

図表6 本町の産業別男女別就業者数

(単位：人・%)

産業別	平成17年			平成22年		
	総数	女	男	総数	女	男
総数	8,906 (100.0)	4,254 (47.8)	4,652 (52.2)	8,463 (100.0)	4,020 (47.5)	4,443 (52.5)
第1次産業	80 (100.0)	16 (20.0)	64 (80.0)	50 (100.0)	15 (30.0)	35 (70.0)
第2次産業	923 (100.0)	193 (20.9)	730 (79.1)	725 (100.0)	149 (20.6)	576 (79.4)
第3次産業	7,832 (100.0)	4,010 (51.2)	3,822 (48.8)	7,400 (100.0)	3,740 (50.5)	3,660 (49.5)
うち卸売業・小売業	917 (100.0)	482 (52.6)	435 (47.4)	800 (100.0)	429 (53.6)	371 (46.4)
うち宿泊業・サービス業	5,596 (100.0)	2,847 (50.9)	2,749 (49.1)	5,225 (100.0)	2,632 (50.4)	2,593 (49.6)
うちその他	1,319 (100.0)	681 (51.6)	638 (48.4)	1,375 (100.0)	679 (49.4)	696 (50.6)
分類不能の産業	71 (100.0)	35 (49.3)	36 (50.7)	288 (100.0)	116 (40.3)	172 (59.7)

資料：各年国勢調査

(4) 未婚率の推移

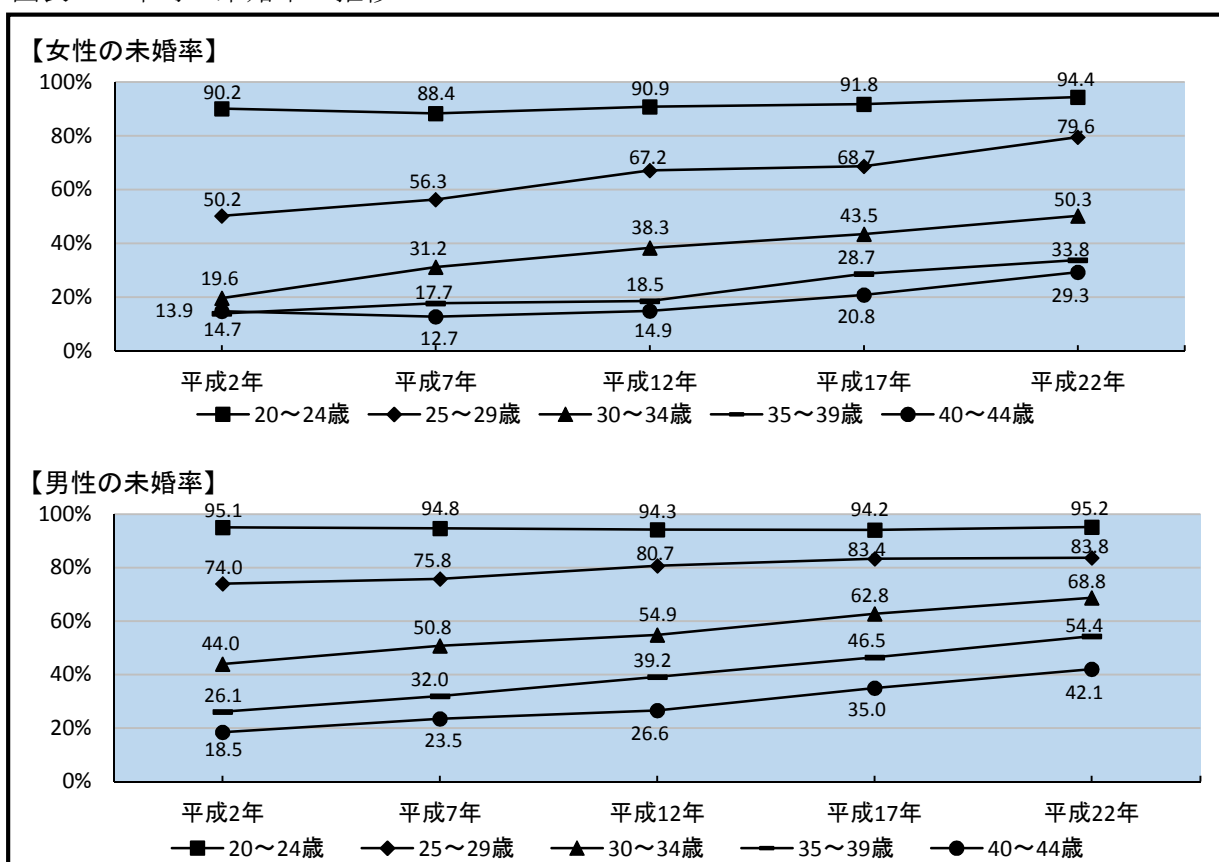
**未婚率が高まっており、国・県と比較しても高くなっています。**

わが国では、平均初婚年齢の上昇とともに、昭和 50 年代以降、女性、男性ともに未婚率が上昇し、本町においても平成 2 年以降男女ともに各年代で未婚率は上昇しています。

特に女性の 25～29 歳は、平成 2 年の 50.2%から平成 22 年は 79.6%、30～34 歳も、平成 2 年の 19.6%から平成 22 年の 50.3%と 20 年間で約 30 ポイントも上昇しています。(図表 7)

また、本町は、平成 22 年の全国・県との比較においても、女性、男性の各年代で未婚率が高いことが特徴です(図表 8)。

図表 7 本町の未婚率の推移



資料：各年国勢調査

図表 8 未婚率の全国・県との比較(平成 22 年)

(単位：%)

区分	女性未婚率			男性未婚率		
	町	県	全国	町	県	全国
20～24歳	94.4	90.1	87.8	95.2	93.0	91.4
25～29歳	79.6	61.5	58.9	83.8	72.8	69.2
30～34歳	50.3	34.1	33.9	68.8	48.3	46.0
35～39歳	33.8	22.6	22.7	54.4	37.1	34.8
40～44歳	29.3	16.7	17.1	42.1	29.7	28.0

資料：平成 22 年国勢調査

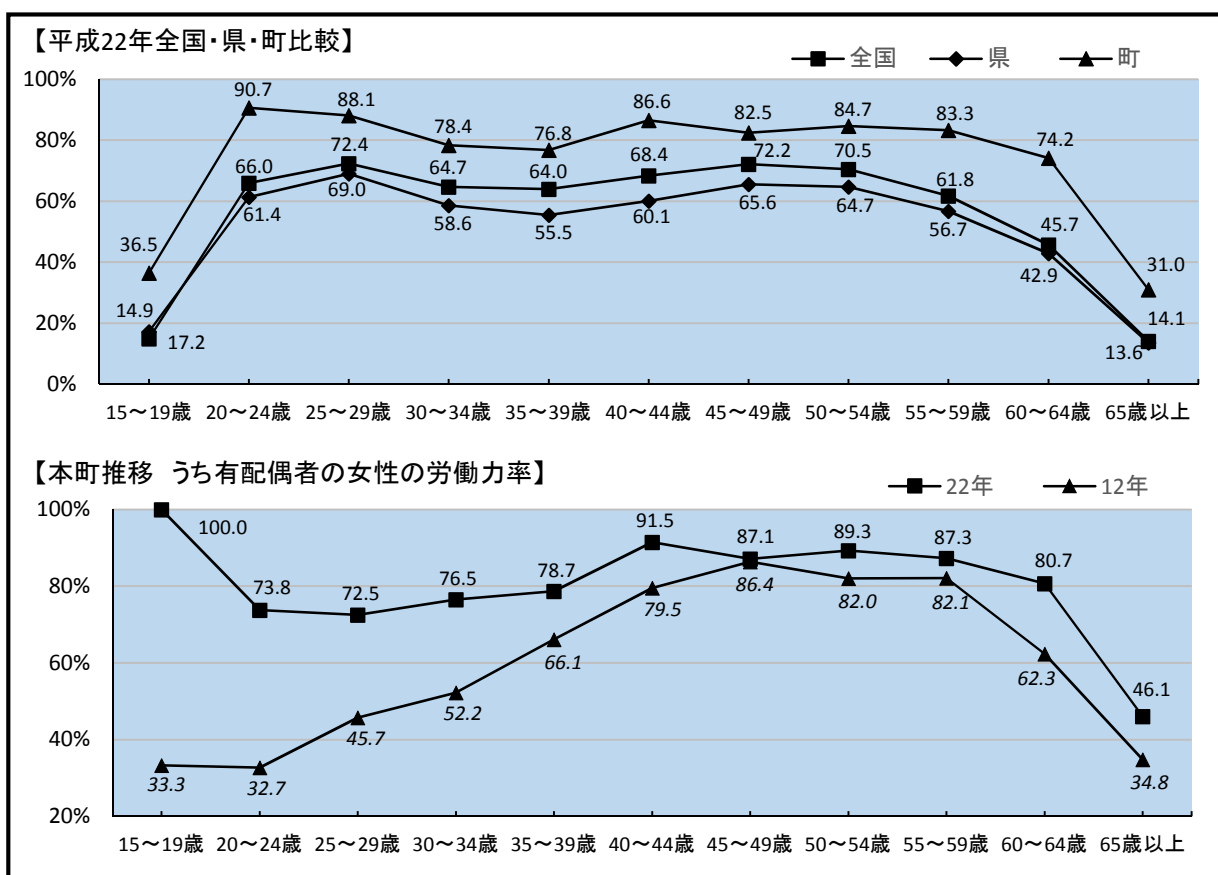
(5) 女性の労働力率の推移と本町の特性

**女性の労働力率が高いのは本町の特徴です。**

本町の女性の労働力率は、全国・県と比較してすべての年齢層でたいへん高く、顕著な特性といえます。わが国では女性が出産・育児のために就業を中断する女性が多く、労働力率はM字カーブを描くという特性を持っています（図表9）。

女性の労働力率が高い本町においても25～29歳で下降し、40歳以降で再び上昇する形を成しています。また、有配偶者の労働力率では、10年前と比較してすべての年齢層で上昇しており、特に20～24歳、25～29歳、30～34歳で上昇率が高くなっています。

図表9 本町の女性の労働力率と全国・県との比較（平成22年）



資料：各年国勢調査

## 第2節 町民意識調査から見られる町民の意識の変化

男女共同参画に関する意識調査（平成15年、平成21年、及び平成25年の3回実施。（以下、「町民アンケート」という。)) から見えてきた町民の意識と本町の現状を次のように分析しました。

### (1) 生活や社会の状況に対する意識

#### 政治の場における不平等感はいへん高く、10年前とかわらない。

さまざまな場における男女の平等感について、平成25年調査で特徴的なのは【学校生活】が男女とも約80%にのぼり、他の分野に見られない高い水準である点です（図表10）。

男女別にみると、女性の「平等」については、【政治の場】が9%と著しく低く、平成15～25年の10年間でほとんど変わりがありません。【家庭】【職場】【地域】【法律・制度】が30%前後となっており、これらは10年間で概ね10ポイント台の増加となっていますが、【職場】の変化は8ポイント増にとどまります。最も増加しているのは【学校生活】の35ポイント増で、男性（10ポイント増）を大きく上回っています。

男性の「平等」については女性と同様【政治の場】が19%と最も低く、【職場】が20%台、【家庭】【地域】【法律・制度】が30%台で続いています。

平成25年と15年を比べると男女差の縮小傾向がみられますが、【社会全体】と【政治の場】は10ポイント前後の差があり、男女の認識の違いがうかがわれます。

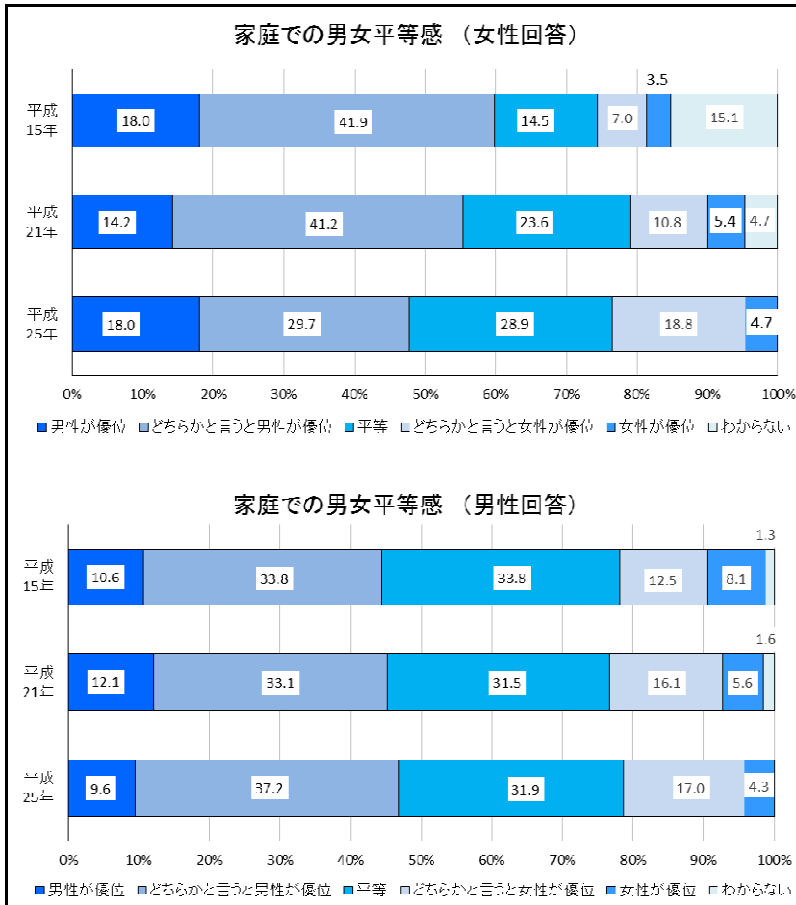
これらのことから、法律や制度については比較的男女平等の環境が整い、家庭や地域といった身近なところも男女平等の進展が感じられている状況がうかがえます。しかし、女性は政治の場で強く不平等を感じており、それらが相まって社会全体における不平等感を形成していると考えられます。

図表10 平等の男女差と10年間の変化

	平成25年調査			平成15年調査			平成25-15年	
	女性	男性	男女差	女性	男性	男女差	女性	男性
家庭	29%	32%	-3	15%	34%	-19	14	-2
職場	28%	22%	5	19%	21%	-2	8	1
学校生活	81%	80%	1	45%	69%	-24	35	10
地域	31%	36%	-5	14%	30%	-16	17	6
政治の場	9%	19%	-9	10%	21%	-11	0	-2
法律・制度	34%	38%	-4	21%	37%	-16	13	1
社会全体	14%	25%	-11	7%	14%	-7	7	10

注：%表記のない欄の単位はポイントです。端数があるため差が一致しないことがあります。

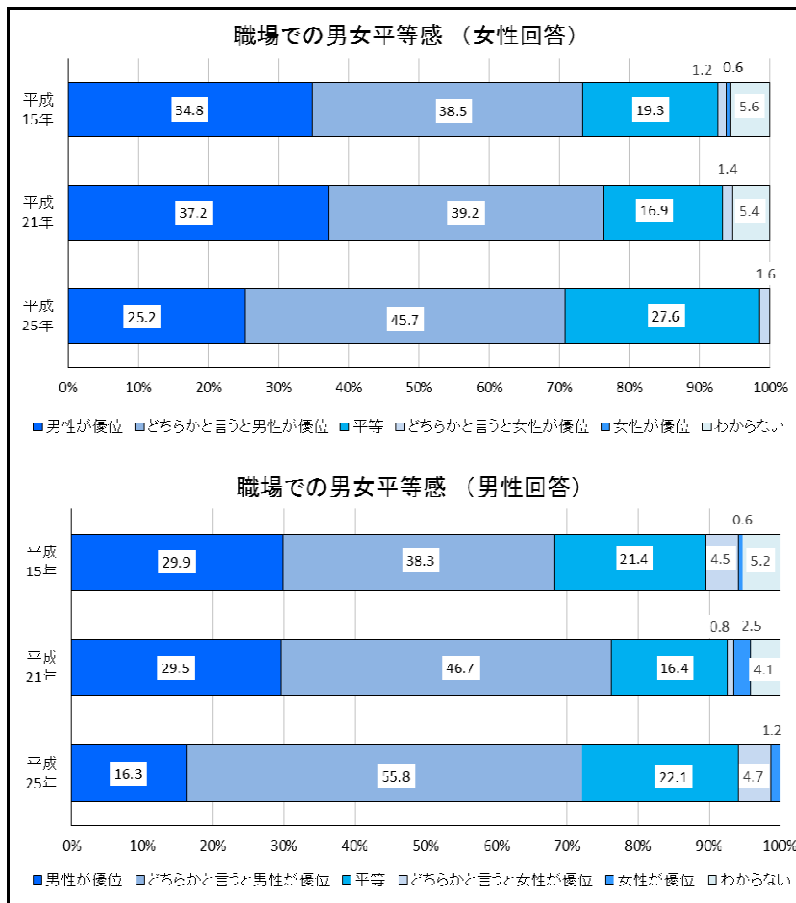
図表 11 家庭における男女の平等感の変化



◇女性の『家庭での男女平等感』は、「男性が優位」と「どちらかと言うと男性が優位」の合計が、H15は60%、H21は55%、H25は48%と低下した。

◇男性の『家庭での男女平等感』は、過去3回の調査とも、「男性が優位」と「どちらかと言うと男性が優位」の合計が約45%、「平等」が約30%である。

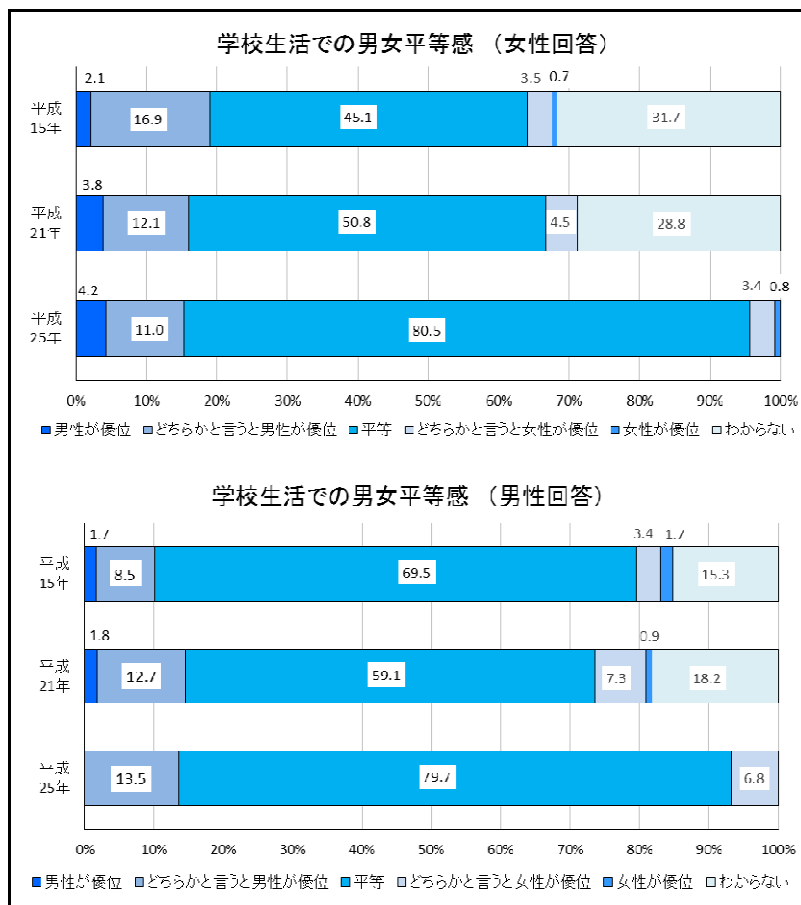
図表 12 職場における男女の平等感の変化



◇女性の『職場での男女平等感』は、「男性が優位」と「どちらかと言うと男性が優位」の合計が、過去3回の調査とも70%を超えている。

◇男性の『職場での男女平等感』は、「男性が優位」と「どちらかと言うと男性が優位」の合計が、過去3回の調査とも70%前後である。

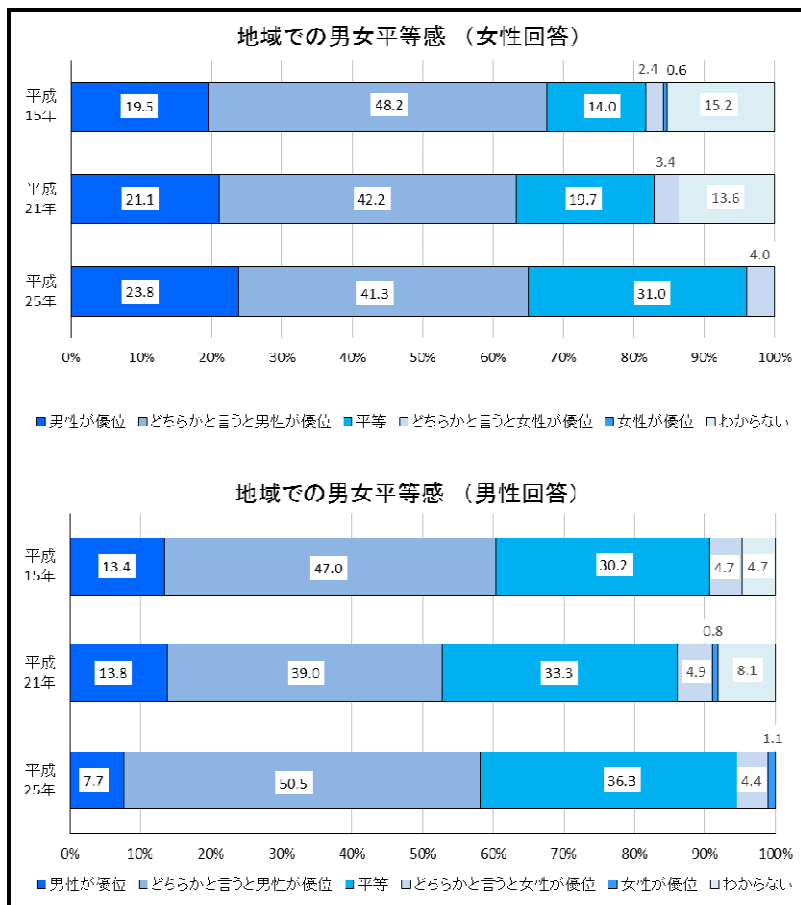
図表 13 学校生活における男女の平等感の変化



◇女性の『学校生活での男女平等感』は、「平等」の割合が80%を超え、前回（51%）を30ポイントも上回った。

◇男性の『学校生活での男女平等感』は、「平等」が80%と女性とほぼ同じ割合であった。前回と比べても20ポイント増加した。

図表 14 地域における男女の平等感の変化

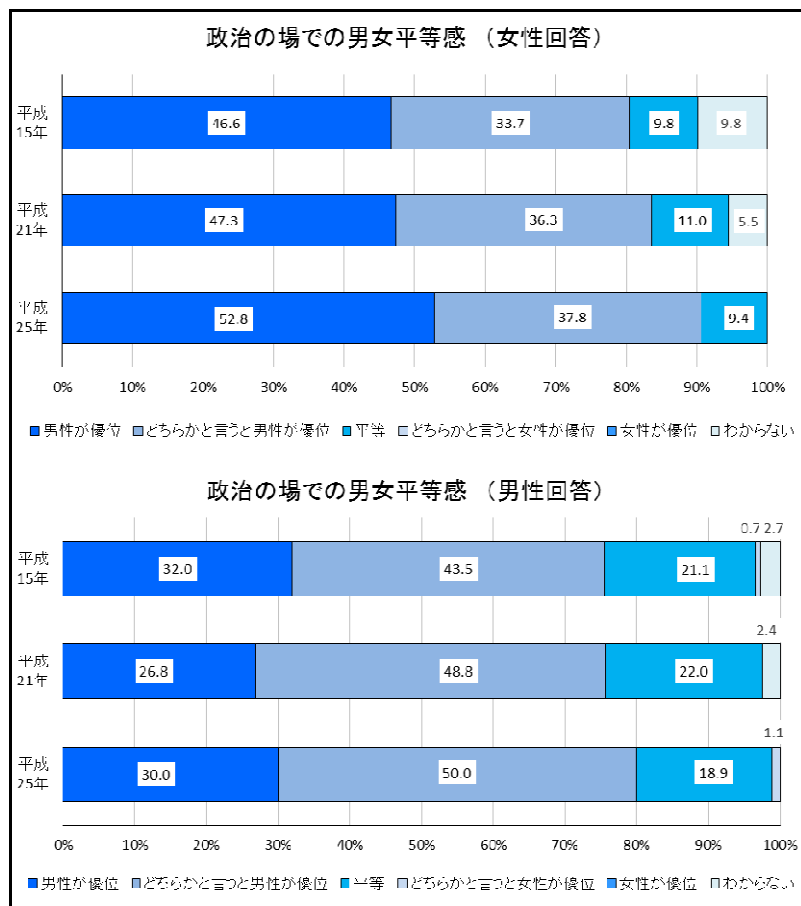


◇女性の『地域での男女平等感』は、「男性が優位」と「どちらかと言うと男性が優位」の合計が、過去3回の調査とも65%前後となっている。

◇男性の『地域での男女平等感』は、「男性が優位」と「どちらかと言うと男性が優位」の合計が、過去3回の調査とも60%前後である。



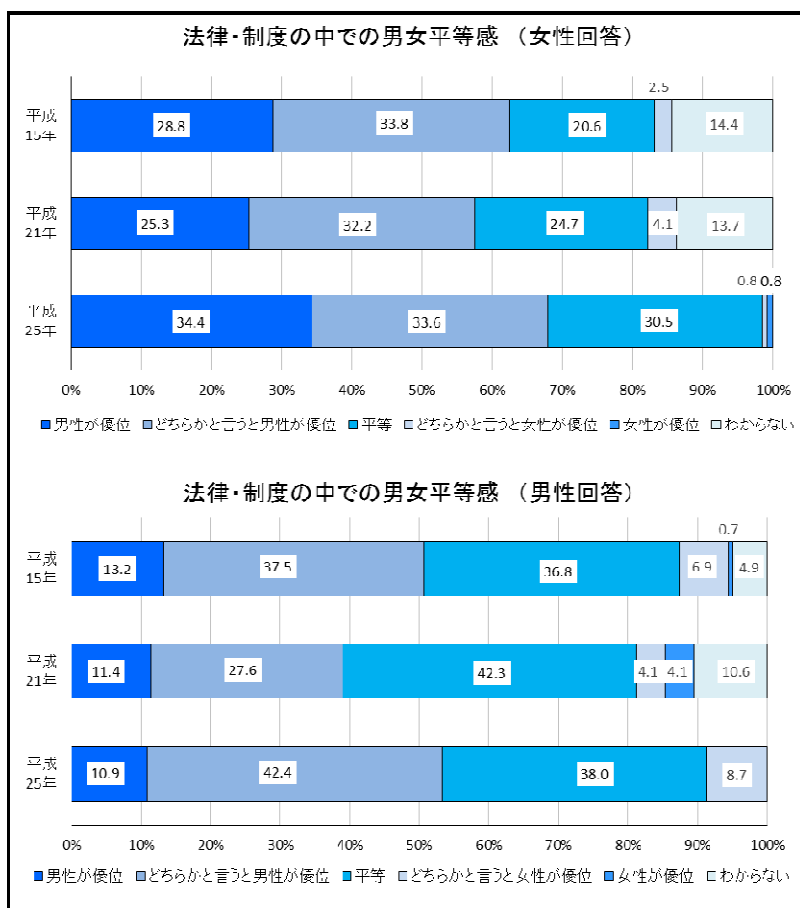
図表 15 政治の場における男女の平等感の変化



◇女性の『政治の場での男女平等感』は、「男性が優位」と「どちらかと言うと男性が優位」の合計が、過去3回の調査とも80%以上を占めている。

◇男性の『政治の場での男女平等感』は、「男性が優位」と「どちらかと言うと男性が優位」の合計が、過去3回の調査とも80%前後を占めている。

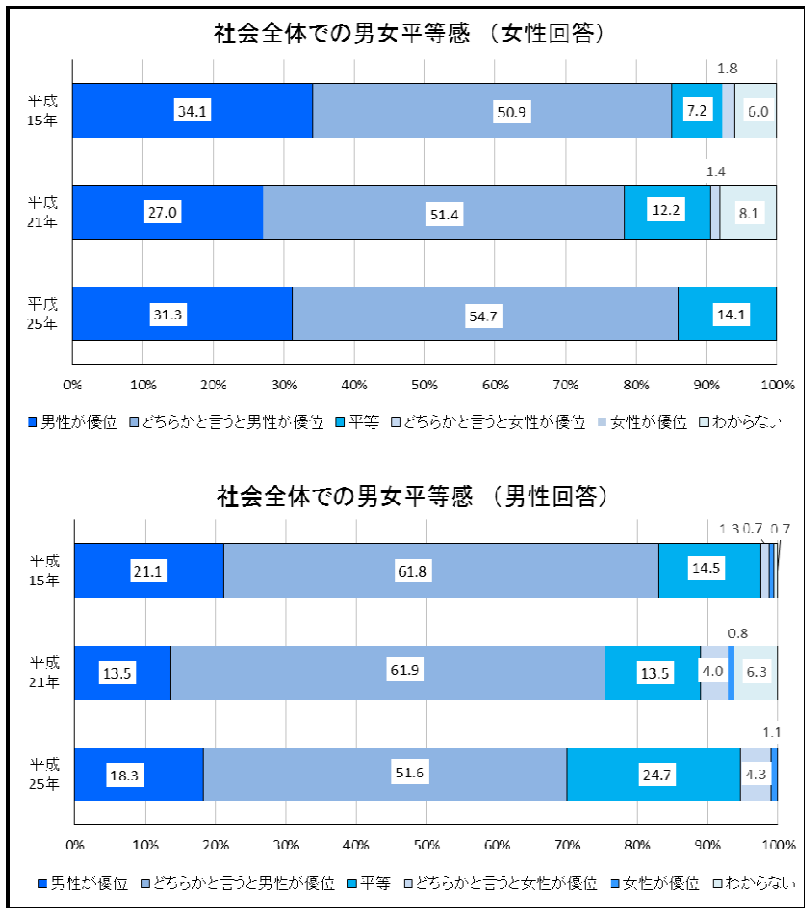
図表 16 法律・制度における男女の平等感の変化



◇女性の『法律・制度の中での男女平等感』は、「男性が優位」と「どちらかと言うと男性が優位」の合計が、過去3回の調査とも60%前後である。

◇男性の『法律・制度の中での男女平等感』は、「男性が優位」と「どちらかと言うと男性が優位」の合計が、過去3回の調査とも40~50%であり、また、「平等」の割合が同じく40%前後を占めており、変化はほぼ見られない。

図表 17 社会全体における男女の平等感の変化



◇女性の『社会全体での男女平等感』は、「男性が優位」と「どちらかと言うと男性が優位」の合計が、過去3回の調査とも80%前後を占めている。

◇男性の『社会全体での男女平等感』は、「男性が優位」と「どちらかと言うと男性が優位」の合計が、H15は83%、H21は75%、H25は70%と低下した。

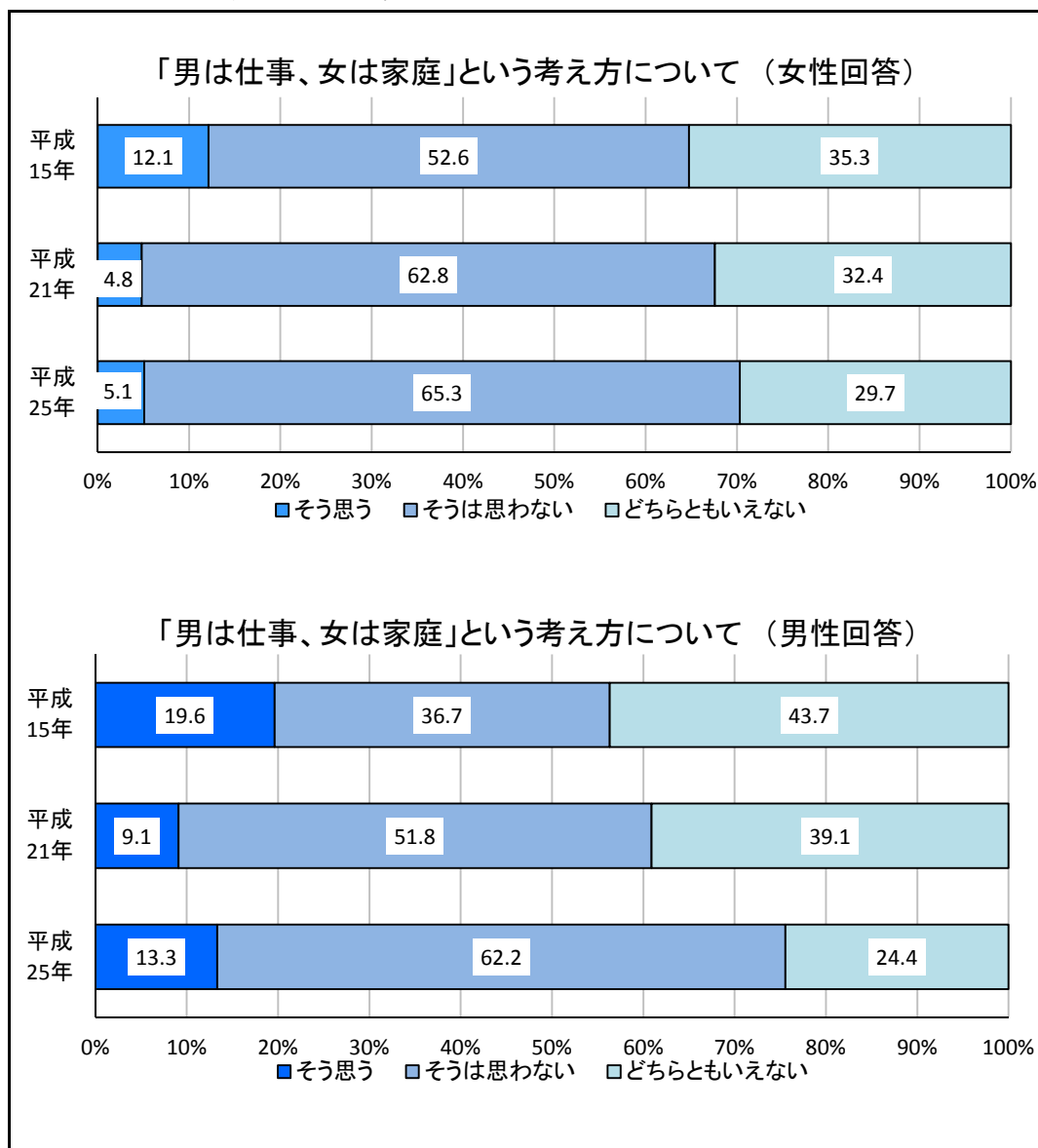
## (2) 固定的な性別役割分担意識

### 男性は改善傾向にあるが、男女ともにいまだに解消されていない。

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は単に個人的な考え方にとどまらず、社会の制度や慣行に反映し、男性は強くなくてはならない、女性は家事や子育て・介護をすべきといった社会の考え方を形成しており、男女の生き方の選択を制約するものにつながる可能性があります。

町民アンケートでは、固定的な性別役割分担意識について平成 25 年調査では女性も男性も“反対”（そうは思わない）が“賛成”（そう思う）を大きく上回りました。特に男性は平成 15 年調査と比べると、“反対”（そうは思わない）が約 25 ポイントも増加しています。しかし固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残っており、特に男性で大きくなっています(図表 18)。

図表 18 「男は仕事、女は家庭」という考え方の変化



### 第3節 はこね男女共同参画推進プランの取組状況

#### (1) 目標値の達成状況

前プランでは基本目標ごとに目標値（成果指標）を設定しており、その達成状況は、図表19のとおりとなっています。

基本目標Ⅰはすべて未達成で、なかでも30%を達成目標としていた「審議会等の女性委員比率」は平成23年度の23.2%を頂点に近年は低下傾向にあります。

基本目標Ⅱは男性の子育て参加として挙げていた成果指標「新米パパ・ママの出産育児教室における年間父親参観率」は順調に増加し、平成25年度では目標の30%を大きく超える43%となりました。

「職場の男女平等観（「男女平等である」と回答する町民の割合）」30%を目標とした基本目標Ⅲは、調査回数を重ねるごとに増加してきましたが、目標には届きませんでした。

基本目標Ⅳは男女の健康づくりとして「温水プール利用者数」の増加を目標としていますが、男性は増加傾向にあるものの女性は減少し、結果としては男女ともに目標達成には至りませんでした。人口の減少も影響していることが想定されます。

図表19 目標値の達成状況

基本目標	指 標	単位	現状値	実績値		目標値	達成度	
			15年度	21年度	25年度	26年度		
Ⅰ あらゆる分野における 男女共同参画の促進	I-1 社会全体の男女平等観（「男女平等である」と回答する町民の割合）	%	10.7	12.8	17.7	20	×	
	I-2 法律による審議会等及び法律又は条例による審議会等の女性委員比率	%	17.8	19	19.7	30	×	
	I-3 地方自治法第180条による女性委員のいない審議会	審議会	3	3	3	1	×	
Ⅱ 男女共同参画を推進するための基礎づくり	Ⅱ-1 プレママ・パパ（出産育児教室）における年間父親参観率	%	26	20	43	30	○	
Ⅲ さまざまな働き方が可能となる社会環境づくり	Ⅲ-1 職場の男女平等観（「男女平等である」と回答する町民の割合）	%	20.3	16.7	23.3	30	×	
Ⅳ 生涯を通じて安心して暮らせるまちづくり	Ⅳ-1 温水プール利用者数	女性	人	16,377	12,745	11,118	17,000	×
		男性	人	9,444	9,711	11,194	13,000	×

## (2) 施策の取組状況と男女共同参画の観点からの成果

前プランの取組状況の達成度及び男女共同参画推進の観点からの有効度について、点数づけの手法（図表 20）による調査を行いました。

図表 20 評価の基準

区 分	評価の基準	得点
取組状況の達成度 (A)	AA: 計画通り進み、十分な成果があった	4
	A: 計画通り進み、一定の成果はあった	3
	B: 概ね計画通り進んだが、成果は明確でない	2
	C: 計画通り進まず、成果もあがっていない	1
	D: 実施しなかった・廃止となった	0
男女共同参画推進の 観点からの有効度 (B)	A: 有効である	4
	B: あまり有効でない	2
	C: 有効でない(男女共同参画との関係があまり見えない)	0

推進施策(複数課にまたがる施策があるため調査数は 180)について、取組状況の達成度(A)は平均 2.4 点、男女共同参画推進の有効度(B)は平均 3.2 点と、達成度が有効度を下回る結果となっています。

取組状況の達成度(A)については、各項目が 2 点台にとどまり、基本目標Ⅲは 2.1 点と平均(2.4 点)を下回っています。

一方、男女共同参画推進の観点からの有効度(B)について、基本目標Ⅰ～Ⅲは約 3.5 点ですが、基本目標Ⅳは 2.6 点と平均(3.2 点)を下回りました(図表 21)。

図表 21 取組状況の評価(基本目標別)

基本目標	取組状況の 達成度(A)	男女共同参画推 進の観点からの 有効度(B)
基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の促進	2.5	3.3
基本目標Ⅱ 男女共同参画を推進するための基礎づくり	2.4	3.6
基本目標Ⅲ 生涯を通じて安心して暮らせるまちづくり	2.1	3.3
基本目標Ⅳ さまざまな働き方が可能となる社会環境づくり	2.6	2.6
平均	2.4	3.2

注：網掛けしている数値は、平均値よりも下回った項目です。

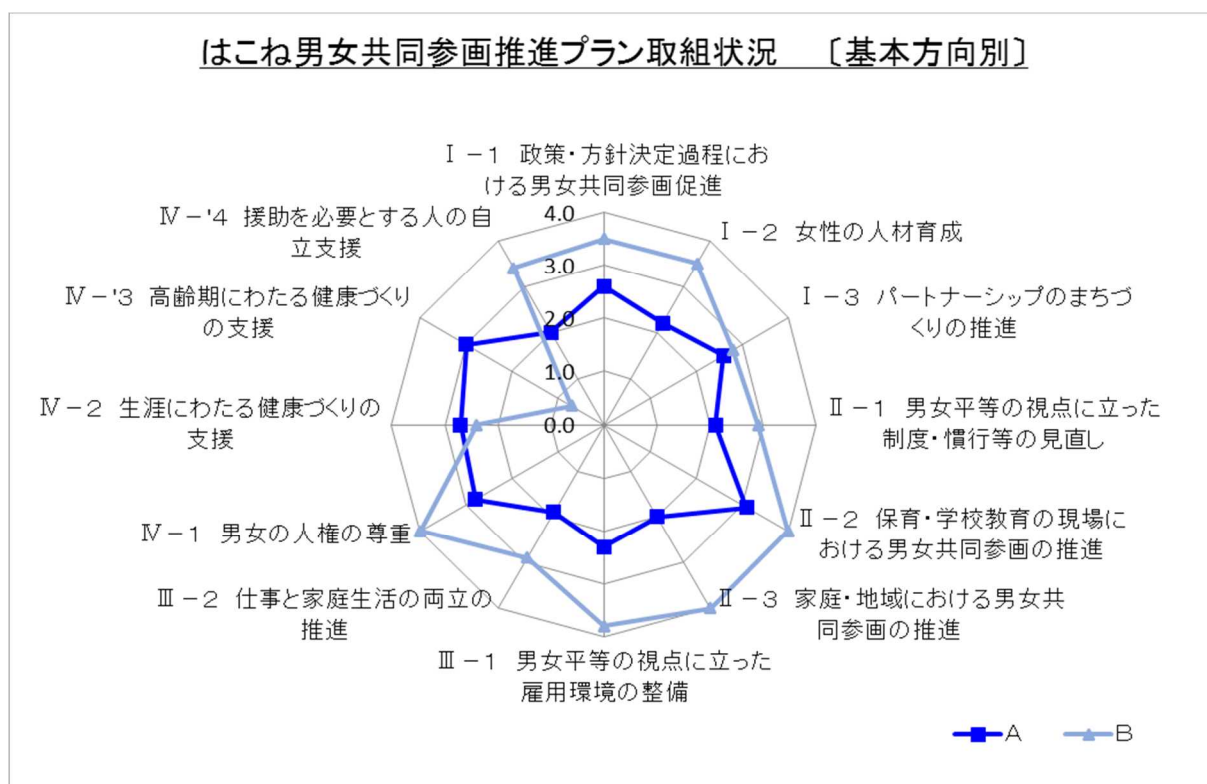
また、基本方向別の評価については、取組状況の達成度（A）の平均が2.4点、男女共同参画推進の観点からの有効度（B）の平均が3.2点となっています（図表22）。

取組状況の達成度（A）については、平均の2.4点を下回るのはI-2、II-1、II-3、III-1、III-2、IV-1の6項目となりました。

また、男女共同参画推進の観点からの有効度（B）について、平均の3.2点を下回るのは、IV-3の0.7点、IV-2の2.4点、I-3の2.8点など5項目で、とりわけIV-3が著しく低い水準です。（A）（B）の双方が平均を上回る項目は、I-1、II-2及びIV-1となっています。

図表22 取組状況の評価（基本方向別）

基本目標	基本方向	(A)	(B)
基本目標Ⅰ	I-1 政策・方針決定過程における男女共同参画促進	2.6	3.5
	I-2 女性の人材育成	2.2	3.5
	I-3 パートナーシップのまちづくりの推進	2.6	2.8
基本目標Ⅱ	II-1 男女平等の視点に立った制度・慣行等の見直し	2.1	2.9
	II-2 保育・学校教育の現場における男女共同参画の推進	3.1	4.0
	II-3 家庭・地域における男女共同参画の推進	2.0	4.0
基本目標Ⅲ	III-1 男女平等の視点に立った雇用環境の整備	2.3	3.8
	III-2 仕事と家庭生活の両立の推進	1.9	2.9
基本目標Ⅳ	IV-1 男女の人権の尊重	2.8	4.0
	IV-2 生涯にわたる健康づくりの支援	2.7	2.4
	IV-3 高齢期にわたる健康づくりの支援	3.0	0.7
	IV-4 援助を必要とする人の自立支援	2.0	3.3
平均		2.4	3.2



### (3) 計画の進捗状況

前プランに位置づけた「計画の推進」の進捗結果は、次のとおりとなります。

#### ① 庁内の推進体制の強化

各種研修や男女共同参画講演会への職員の参加により意識の向上を図るとともに、毎年度、推進プランに位置づけた推進施策の取組状況調査を行うことにより、取組みにおける意識づけを行いました。また庁内組織として「箱根町男女共同参画推進リーダー会議」を設置しました。

#### ② 計画の進行管理の実施

平成 18 年度以降、各課等に審議会における女性委員の選任状況の調査を行うとともに、推進プランに位置づけた推進施策の取組状況を調査しました。

#### ③ 町民参加の推進と町民による評価システムの整備

「箱根町男女共同参画推進委員会」を組織し、平成 18 年度以降、各課等の取組状況の調査結果の報告を行い、委員の意見を聴取しました。

#### ④ 社会活動団体と事業所などとの連携

事業所に対しては啓発事業を進めました。しかし、女性団体・ボランティア・NPO法人などの活動団体との協働では実施には至りませんでした。

#### ⑤ 相談窓口・男女共同参画活動拠点機能の整備

女性に対する暴力などの相談窓口の機能強化、庁内担当各課の連携体制の整備をめざしていましたが、個々の事案についての連携にとどまり、体制整備には至りませんでした。また、男女共同参画活動拠点機能の整備については検討に至っていません。

#### ⑥ 条例制定

男女共同参画条例の制定については具体的な検討には至りませんでした。なお、平成 26 年 4 月 1 日現在、県内の条例制定は 5 団体で、町村での制定はありません。

#### 第4節 本プラン策定にあたっての課題

第1章、第2章において述べてきた国県の動向や、本町の現状を踏まえ、本プランの策定にあたって次の4つを課題として整理します。

##### (1) 女性の人権を守る相談体制を充実する

配偶者・パートナーからの暴力に悩む人が依然として増加傾向にあるなかで、家庭内であっても暴力は犯罪であるという認識を徹底し、暴力を許さない社会意識の醸成を図る必要があります。

暴力等による公的機関への相談は、問題が深刻化しないと相談に訪れないなどの状況が見られることから、暴力に限らずさまざまな悩みを抱えた時の相談しやすい体制づくりが必要となっています。

##### (2) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策を考える

町民アンケートではワーク・ライフ・バランスという「言葉を知らない」「聞いたことはあるが内容はわからない」が7割を超え、「言葉も内容も知っている」が約2割にとどまり、さらに、「ワーク・ライフ・バランスが実践できている」という回答も約2割にとどまりません。

仕事、家庭、地域活動にバランスをとって仕事と生活を調和させ、自ら希望するバランスで暮らすことができるような取組みが求められています。

また、長時間労働が常態化している働き方の見直しや意識改革をさらに進め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みが重要となっています。

##### (3) さまざまな分野における男女共同参画の推進

平成23年3月に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらしました。避難所生活や防災への取組みのなかで、女性の視点の重要性が明らかになり、防災の政策や方針決定過程における女性の参画が求められています。

このように、さまざまな活動における男女共同参画の推進が必要となっています。



#### (4) 関連する計画との連携を図りつつ施策を考える

前プランは、4つの基本目標、12の基本施策、25の推進施策を体系化してきましたが、男女共同参画推進の観点からの有効度が高いにもかかわらず達成度が低い施策は、推進力が問われており、さらなる工夫が求められています。

この際、「子育て支援」「介護支援の充実」「高齢者の自立支援」「生涯にわたる健康づくりと食育に関する取組み」などは、主管課において個別計画の策定が図られ、施策が推進されていることから、男女共同参画社会の実現に向けて有効な施策であるのかを改めて確認したうえで、計画に盛り込むべき施策の選択と集中を図る必要があります。



## 第3章 プランの体系

## 第3章 プランの体系

### 第1節 基本理念

本町は、前プランにおいて「彩り豊かな自然のなかで共に生きみんなが輝く町 箱根をめざして」を基本理念として定めました。

本プランでは、前プランの基本理念を継承し、男女が、自分らしさと能力を十分に発揮し、互いに思いやり、認めあい、高めあって、みんなが輝くことのできる箱根町の男女共同参画社会の実現をめざして、基本理念と基本目標に沿った取組みを進めます。

### はこねの男女共同参画社会の実現

**彩り豊かな自然のなかで  
共に生き みんなが輝く町 箱根をめざして**

### 第2節 基本目標

先の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を設定します。

<b>基本目標 I</b>	<b>あらゆる分野における男女共同参画の促進</b>
<b>基本方向</b>	<b>1 多様な選択が可能となる意識づくりと教育・学習の推進 2 さまざまな分野での活躍の支援 3 政策・方針決定過程への女性の参画等の促進</b>

男女が社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、責任を分かち合うことのできる社会を目指すための基礎となるものは、教育と学習です。一人ひとりの町民が、男女共同参画の意義について正しく理解することをめざし、学校教育、社会教育・学習活動での学習機会の充実や、男女共同参画の推進を担う人材の育成に努めます。

女性も男性も社会の対等な構成員として、家庭、学校、職場、地域などあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されていることが、男女共同参画社会の実現に不可欠です。そのため、あらゆる分野において、男女が共に活躍できる環境づくりを目指します。

経済の発展、その他社会のさまざまな分野の発展のためには、各分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が多様な意見をもって参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが重要です。このため、町が率先して女性の参画拡大に向けた取組みを進めていくとともに、団体などへの働きかけを行います。

<b>基本目標Ⅱ</b>	<b>仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現</b>
<b>基本方向</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 働き方の見直しと働きやすい職場環境の推進</li> <li>2 生涯にわたる健康づくりの支援</li> </ol>

男女共同参画社会の実現に向け、男女がともに仕事と家庭、地域活動等バランスよく参画し、生涯を通じて充実した生活を送ることをめざし、町民及び事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・啓発と理解促進に努め、事業者による職場環境づくりや多様な働き方のできる就業環境の整備について働きかけます。

健康は明るく充実した日々をおくるために欠かせない条件であり、男女共同参画の実現も健康的な生活のうえにこそ成り立つものといえます。生涯を通じた健康づくり支援のために、男女の身体的違いなど互いのからだの特性を理解し、思いやりを持って生活することが必要です。そのためには、個人が健康管理に関心を持ち、主体的に健康の保持・増進を図ることが望ましく、その一助として、各種健診を積極的に受診することや、若い世代が発達段階に応じた性に関する正しい知識を得られるような啓発を推進します。

<b>基本目標Ⅲ</b>	<b>異性に対する暴力の根絶と人権の尊重</b>
<b>基本方向</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援 (箱根町配偶者暴力対策基本計画)</li> <li>2 人権の尊重と暴力の根絶</li> </ol>

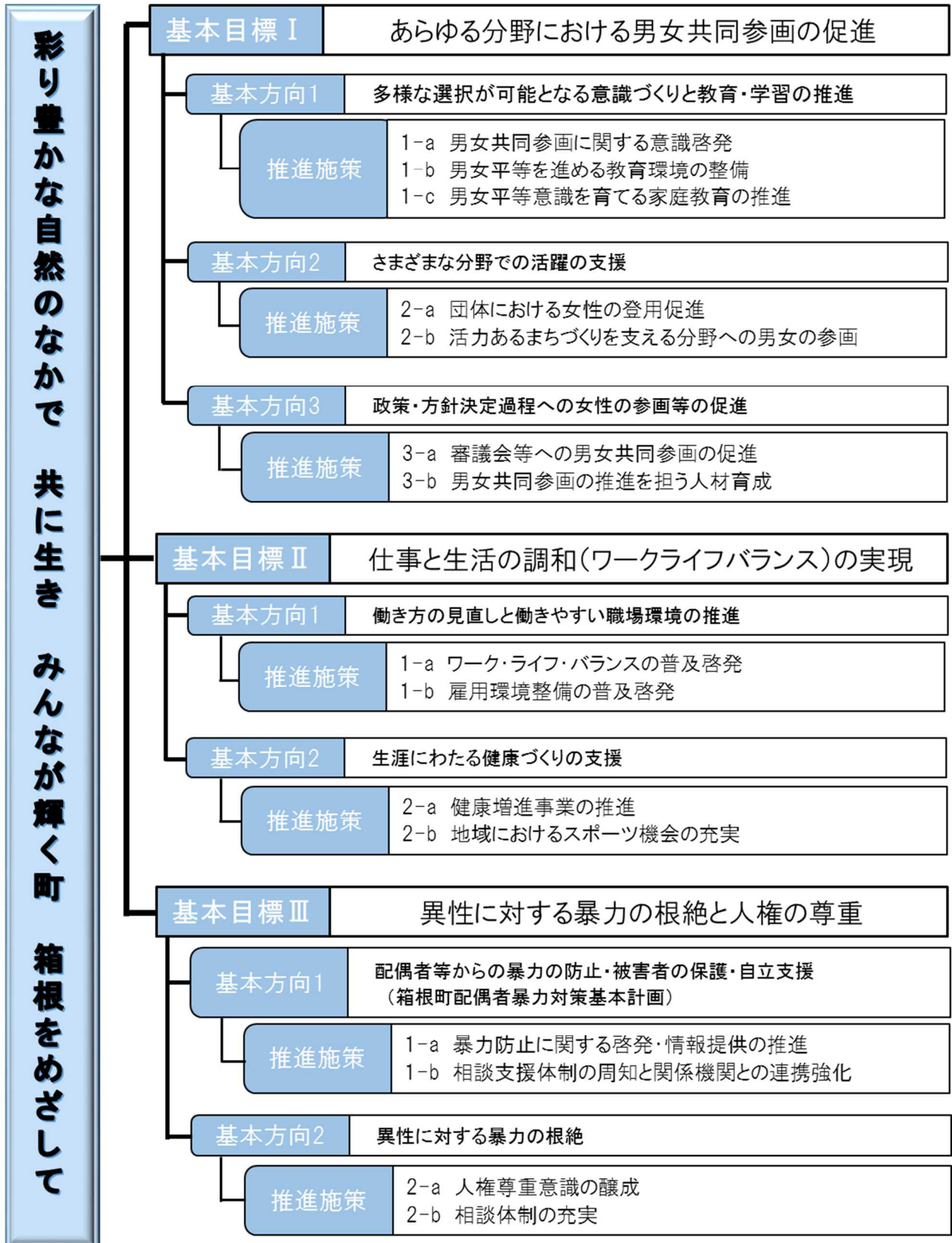
配偶者やパートナー、恋人などの親しい間柄であっても、暴力は重大な人権侵害であり、犯罪ともなる行為です。配偶者等からの暴力は、女性の人権を軽視する社会構造や経済力の弱さ等から女性が被害者であることがほとんどであり、男女共同参画社会を形成していくうえで、克服すべき大きな課題です。

近年、デートDVといわれる若年層の男女間における暴力(交際相手からの暴力)が問題となっています。この背景には、若年層における暴力が身近に存在していることが考えられます。

このようなことから、性別による役割や行動を決めつけ、個人の能力や生き方の選択の幅を狭めたり個人の自由や尊厳を奪うことのないよう、引き続き、社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消をめざします。

なお、基本方向1は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画(箱根町配偶者暴力対策基本計画)と位置付けます。

基本理念



## 第4章 計画の内容

# 第4章 計画の内容

## 第1節 基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の促進

基本方向	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 多様な選択が可能となる意識づくりと教育・学習の推進</li> <li>2 さまざまな分野での活躍の支援</li> <li>3 政策・方針決定過程への女性の参画等の促進</li> </ol>
------	---

### 1 多様な選択が可能となる意識づくりと教育・学習の推進

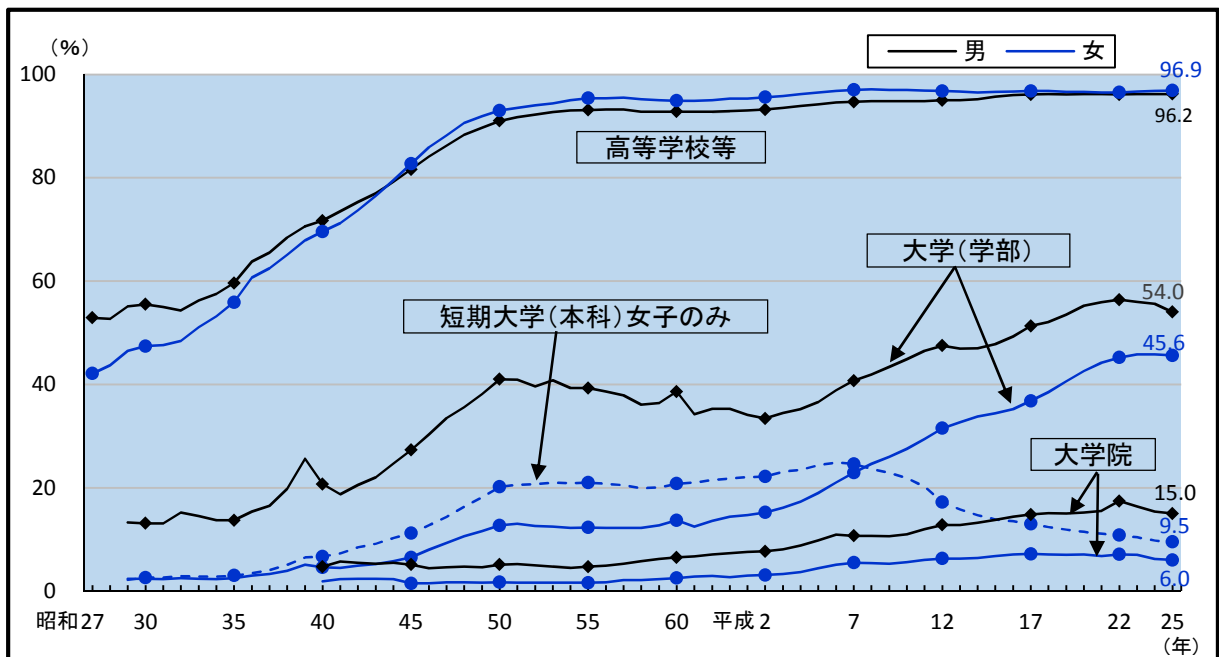
#### 現状と課題

男女共同参画社会とは、男女が性別に関わりなく、人として尊重され、個性と能力を十分発揮することができる活力ある社会です。その社会を実現するためには、男女が固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、主体的に物事を考え選択する力を身につける必要があります。

全国の男女別の進学率の推移（図表 23）では、高等学校等への進学率は、男女の差はほぼありませんが、女子の大学（学部）への進学率は長期的にみると上昇傾向にあるものの依然として約 10 ポイントの差があります。

そのため、子どもの頃から学校をはじめ、家庭や地域などさまざまな場面で、男女共同参画に関する正しい知識や自立の意識を育むとともに、情報があふれる中でのメディアリテラシーの向上、自らの意思によって多様な生き方が選択できるよう教育・学習を推進していく必要があります。

図表 23 学校種類別進学率の推移



資料：内閣府「平成 26 年度男女共同参画白書」



## 推進方針

固定的な性別役割分担を反映した社会通念や慣行を見直し、町民一人ひとりが男女共同参画の理解を深め、男女がともにさまざまな選択が可能となるような意識づくりに取り組みます。

また、子どものころから人権が尊重されることの大切さや、個性や能力を社会で十分発揮できることの大切さを学び、自らの意思によって多様な生き方を選択できるよう教育・学習を充実します。

推進施策	施策の内容	担当課
a 男女共同参画に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画講演会の実施</li> <li>・ 啓発紙の発行</li> <li>・ 広報、パンフレット、町ホームページ等による情報提供</li> <li>・ 計画書、各種統計の男女別データの整備、公表</li> </ul>	企画課
b 男女平等を進める教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心の教育の推進</li> <li>・ 個性に応じた進路指導の推進</li> <li>・ 人権教育研修の実施</li> </ul>	学校教育課
c 男女平等意識を育てる家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレママ・パパ（出産育児）教室</li> <li>・ 家庭教育講座の推進</li> </ul>	子育て支援課 生涯学習課

## 2 さまざまな分野での活躍の支援

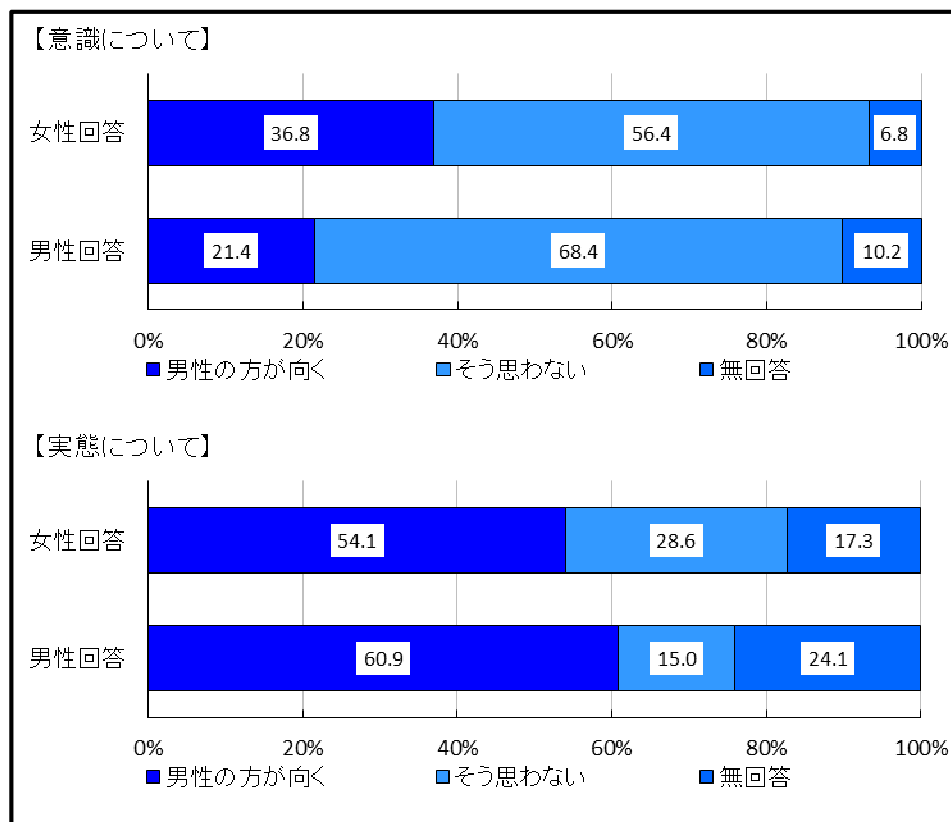
### 現状と課題

地域においては、少子高齢化や1人暮らし世帯の増加が進み、町民相互の社会的なつながりの希薄化など、その相互扶助機能が弱体化しつつあります。そのため、福祉、環境、防犯・防災、まちづくり等の分野において、住民全体が協力して課題の解決に取り組む必要があります。

町民アンケートによると「組織の会長は男性の方が向いているか」について（図表 24）、意識ではそう思わないが男女とも5割を超えています。実態では、男性の方が向いているが男女とも5割を超えており、地域行事やPTAなど現場活動の担い手の多くが女性であるにも関わらず、意思決定の場では女性の参画が少ないのが現状です。男女が協力し、同じ関わり方で活動することが大切であり、男性と同様に女性の登用を積極的に進める必要があります。

今後は、地域のあらゆる分野において、男女共同参画の視点に立って、男女が協力して取り組んでいくための意識や環境づくりが必要となります。

図表 24 「組織の会長は男性の方が向いているか」についての意識と実態



資料：町民アンケート

## 推進方針

さまざまな分野で男女共同参画の視点を活かした取組みができるよう男女の均等な参画を推進し、男女がともに活動できるよう支援を行います。

推進施策	施策の内容	担当課
a 団体における女性の登用促進	・ 委員推薦団体への女性の登用促進への協力要請	企画課
b 活力あるまちづくりを支える分野への男女の参画	・ 防災や福祉など地域における活動への男女の均等な参画の促進 ・ 観光産業における女性の活躍の促進	総務防災課 健康福祉課 観光課

### ○神奈川なでしこブランド（女性の活躍促進）

「神奈川なでしこブランド」とは



県内の企業や団体から、女性が開発に貢献した商品を募集し、審査をしたうえで優れたものを「神奈川なでしこブランド」として神奈川県が認定しています。つまり、「神奈川なでしこブランド認定商品＝女性が開発に貢献した商品」となります。

認定した商品を県がPRすることにより、企業に女性の活躍の効果について理解していただき、経営戦略として自主的に女性の登用を推進していただくことと同時に、女性の活躍促進に向けての社会機運の醸成が図られることを期待しています。

企業・団体にとっては、商品の販売促進はもちろん、企業・団体のイメージアップにもつながることとなります。

認定商品は「子どもを守りたい」「快適に生活したい」「環境にやさしい」というような誰もが持つ普遍的な願いをかたちにしている質の高いものが多く、女性のみならず、さまざまな人たちの生活を豊かにする可能性をもっています。

#### 第1回神奈川なでしこブランド認定商品（平成25年度44件中、箱根町内の認定2件）

商品名	事業所・団体	概要
F-STYLE PROJECTで考案した商品	富士屋ホテル株式会社	さまざまな部署の女性スタッフで構成したプロジェクトチームが考案したお弁当（箱根姫籠膳）と富士屋ホテルオリジナルのミニチュアサイズのテディベア  
箱根芸妓、きらり妓	箱根湯本芸能組合	古典芸能の伝承に、和楽器を取り入れたジャズ演奏など時代のニーズに即したアイデアを加えた「全国唯一の和・洋のおもてなし」

資料：神奈川県ホームページ

### 3 政策・方針決定過程への女性の参画等の促進

#### 現状と課題

男女共同参画社会を実現していくためには、政策や方針の立案・決定過程において女性の参画を拡大していくことが重要です。

本町の審議会等の女性委員比率は、平成 26 年度 17.9%で、教育委員会などの執行機関である行政委員会への女性の登用率は、7.1%と 10 年前の割合からほぼ変化がない状況にあります（図表 25）。

また、本町の一般行政職の女性管理職比率は、平成 19 年度の 3.2%から上昇傾向にあり、平成 26 年度は 14.0%となりました（図表 26）。

今後は、女性の政策や方針の立案・決定過程への参画を促進するためにも、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）や人材の育成、審議会委員を公募の周知を工夫するなどさまざまな対策により、審議会等委員や管理職への女性の積極的な採用・登用の拡大を図る必要があります。

図表 25 審議会等と行政委員会の女性委員比率の推移

(%)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
審議会等の女性委員比率	17.8	17.4	17.4	19.0	20.9	23.2	20.4	19.7	17.9
行政委員会の女性委員比率	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1

注：各年度 4 月 1 日現在

図表 26 本町の女性管理職比率の推移

(人・%)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
管理職総数	83	82	76	77	71	73	71	72
うち女性管理職	4	6	7	6	6	8	8	9
女性比率	4.8	7.3	9.2	7.8	8.5	11.0	11.3	12.5
うち一般行政職管理職総数	62	59	53	52	48	48	50	50
うち女性管理職	2	4	4	4	5	7	7	7
女性比率	3.2	6.8	7.5	7.7	10.4	14.6	14.0	14.0

注：各年度 4 月 1 日現在

## 推進方針

政策や方針の立案・決定過程において、男女双方の意見が反映されるよう、積極的に審議会等における委員の男女比率の均衡を図ります。また、男女共同参画の推進を担う人材の育成に努めます。

推進施策	施策の内容	担当課
a 審議会等への男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会、委員会への女性の登用促進</li> <li>・ 女性職員の管理職への積極的登用の実施</li> </ul>	企画課 総務防災課
b 男女共同参画の推進を担う人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各課等の女性人材情報の一元化</li> <li>・ 町女性団体の育成</li> </ul>	企画課 生涯学習課

## 基本目標Ⅰの目標値

指 標	平成 25 年度 実績値	平成 31 年度 目標値
男女共同参画講演会の参加者数	55 人	60 人
プレママ・パパ(出産育児)教室における父親参加率	43%	45%
審議会、委員会への女性登用率	19.7%	30%
一般行政職の女性管理職比率	14.0%	30%
女性委員ゼロの審議会、委員会の数	8	7

## 第2節 基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

### 基本方向

- 1 働き方の見直しと働きやすい職場環境の推進
- 2 生涯にわたる健康づくりの支援

### 1 働き方の見直しと働きやすい職場環境の推進

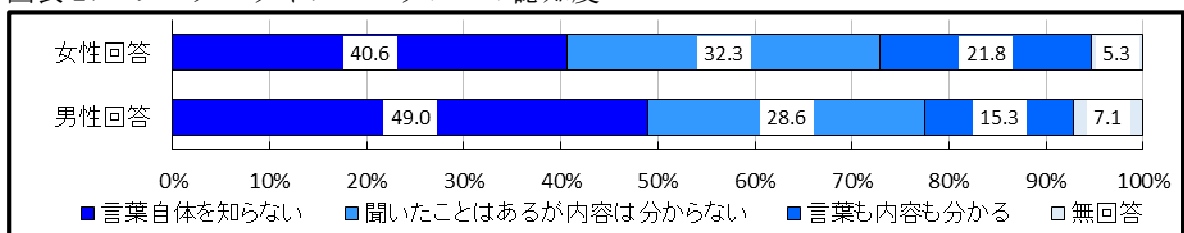
#### 現状と課題

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。しかしながら、現実の社会には、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られ、これらが、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっているといます。

それを解決する取組みが、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現ですが、町民アンケートでは、言葉自体を知らないと答えた方が男女共に4割以上おり、ワーク・ライフ・バランスの取組みへの意識の醸成を図る必要があります（図表27）。

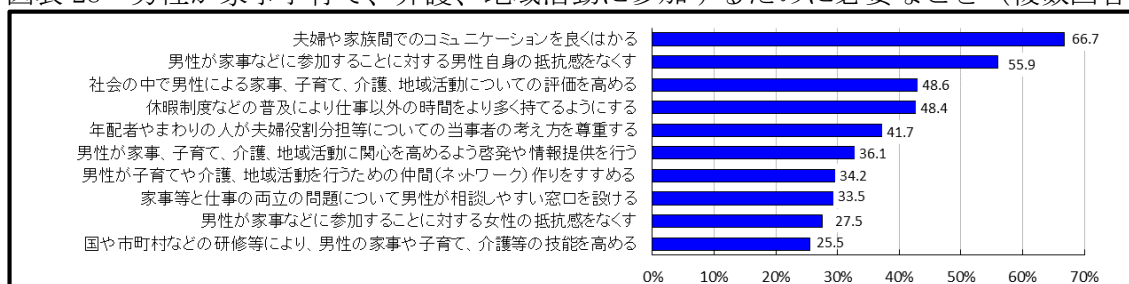
また、全国調査では、男性が家事や地域活動に参加するためには、夫婦や家族間のコミュニケーションや家事などに対する男性自身の抵抗感をなくすことが上位を占め（図表28）、男性が家庭や地域活動に参画し、生きがいを持って生活していくためには、「働き方の見直し」を促進するとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識を見直し、仕事と子育て、介護などが両立できるような環境づくりを総合的に進めていくことが必要です。

図表27 ワーク・ライフ・バランスの認知度



資料：町民アンケート

図表28 男性が家事子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと（複数回答）



資料：内閣府「平成24年度男女共同参画社会に関する世論調査」

## 推進方針

働く男女が、ともに仕事と家庭や地域の活動等とのバランスのとれた多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解を広く町民に浸透させます。さらに、企業や関係団体等との情報交換、連携によりワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

推進施策	施策の内容	担当課
a ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	・長時間労働是正の意識啓発などワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報提供や普及啓発	企画課
b 雇用環境整備の普及啓発	・休業や休暇、子育て期間中の短時間勤務等の制度の周知 ・男性職員の育児休暇取得の推進	観光課 総務防災課

### ○簡単！おとこの料理教室

箱根町地域包括支援センターでは、1人暮らしの方、同居家族はいるけれど将来に備えて自分でも何か作れるようになりたい方、奥さんや子どもさん、お孫さんに手作りの「おもてなし」をしてみたい方など料理初心者の男性を対象に料理教室を開催しています。

受講により「これまで妻に任せきりだった料理の大変さがわかった」「これからは料理だけではなく、いろいろな家事にも積極的に関わっていきたい」など、男性にとって日常生活の男女の役割分担を見直す良いきっかけにもなっています。



## 2 生涯にわたる健康づくりの支援

### 現状と課題

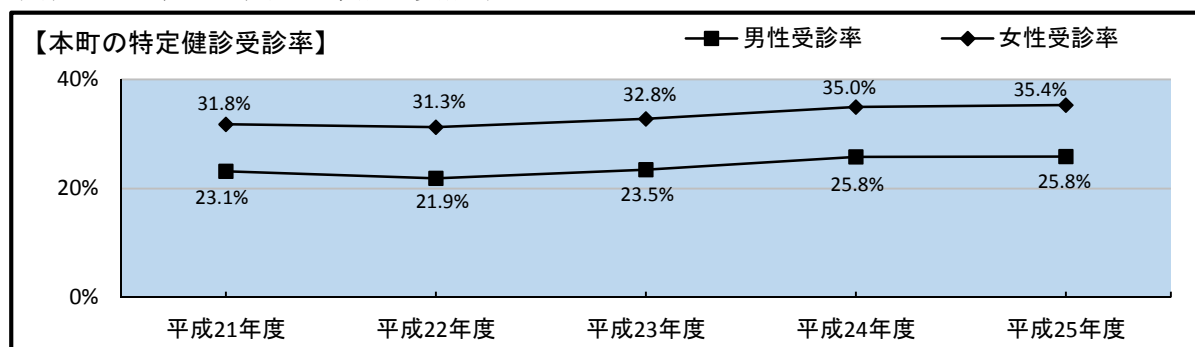
男女が互いに個性と能力を発揮し、社会に参画するためには、心身ともに健康であることが欠かせません。特に女性については、妊娠・出産をする可能性があるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があると、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、生涯を通じた健康の管理・保持増進に努めていくことが重要です。

この例として、本町の男女別の特定健康診査<sup>※3</sup>受診率及び肺がん検診の受診率の推移をみると特定健康診査では女性の受診率が高い一方（図表 29）、肺がん検診では男性の受診率が高いことから（図表 30）、男女別に受診率の向上のための取組みを強化する必要があります。

また、健康で充実した毎日を送るためには、性別や年齢に関わらず、すべての人がスポーツ活動に取り組む環境づくりも重要となります。

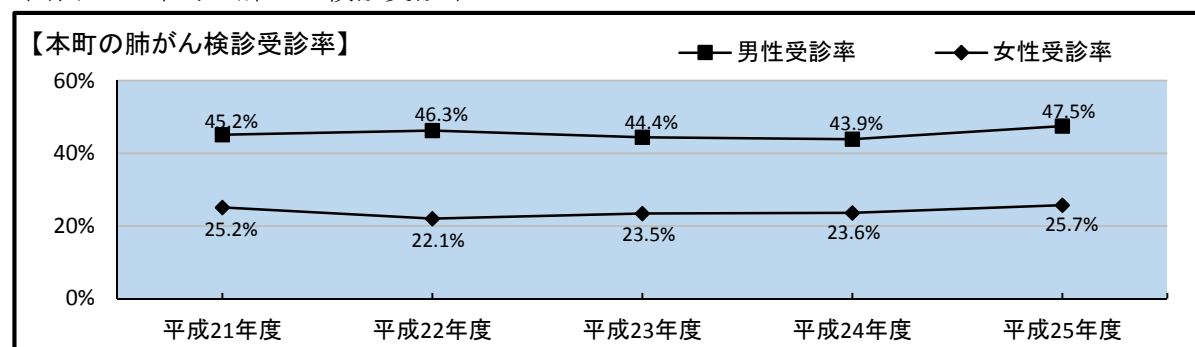
本町では、町民のライフステージに応じたさまざまな健康診査や健康相談、健康づくりなどを推進していますが、今後は、男女がお互いの性差を理解し、生涯を通じて心身ともに健康に過ごすことができるよう健康に関するさまざまな情報提供や場の提供を通じて、普及・啓発活動に取り組む必要があります。

図表 29 本町の特定健康診査受診率



資料：保険年金課資料より作成

図表 30 本町の肺がん検診受診率



資料：健康福祉課資料より作成



## 推進方針

男女が互いの性差を十分理解し生涯を通じて心身ともに健康に過ごせるよう、それぞれの特有の病気や健康状態に関する情報提供や意識の啓発を行います。また、地域における各種スポーツ活動を推進します。

推進施策	施策の内容	担当課
a 健康増進事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診査やがん検診の受診率の向上</li> <li>健康教室や保健指導など生活習慣病予防への関心を高める教室の実施</li> </ul>	健康福祉課 保険年金課
b 地域におけるスポーツ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>各ライフステージを対象とするスポーツイベント、スポーツ教室の開催</li> <li>地域のスポーツクラブや活動団体の支援</li> </ul>	生涯学習課

## 基本目標Ⅱの目標値

指 標	平成 25 年度 実績値	平成 31 年度 目標値
ワーク・ライフ・バランスの認知度	女性 21.8% 男性 15.3%	女性・男性ともに 30%以上
職場における男女の平等感の割合	女性 27.6% 男性 22.1%	女性・男性ともに 40%以上
男性職員の育児休業取得人数	0人	1人以上
特定健康診査受診率	30.9%	60% <sup>※4</sup>
肺がん検診受診率	31.6%	50% <sup>※4</sup>

### ※3 特定健康診査

特定健康診査とはメタボリックシンドローム（以下、「メタボ」）に着眼した健診で、メタボとは内臓脂肪型肥満に加え、脂質異常、血圧高値、高血糖といった危険因子が2つ以上重なった状態をいいます。

メタボは動脈硬化を促進し、心臓病や脳卒中といった命にかかわる深刻な病気の引き金になります。メタボを早い段階で発見し、早めに改善に取り組むことが重要であるため、平成20年度から各医療保険者に特定健康診査・特定保健指導の実施が義務付けられました。

### ※4 平成31年度目標値

特定健康診査受診率、及び肺がん検診受診率の平成31年度目標値は、「健康・食育はこね21（箱根町健康増進計画・食育基本計画 後期計画）」の平成30年の目標値を採用しています。

第3節 基本目標Ⅲ 異性に対する暴力の根絶と人権の尊重

基本方向	<p>1 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援 (箱根町配偶者暴力対策基本計画)</p> <p>2 人権の尊重と暴力の根絶</p>
------	---

1 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援 (箱根町配偶者暴力対策基本計画)

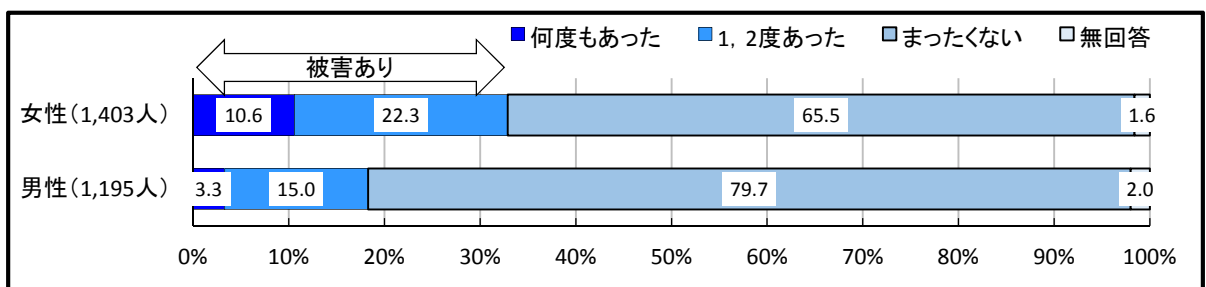
現状と課題

全国的にはDVによる痛ましい事件が増えています。そしてDV被害者の多くは女性であり、その背景には男女の不平等な関係や経済力の格差などが存在しています。DVは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を図るうえで克服すべき重要な課題です。

全国調査によると女性の約3割がこれまでに配偶者から身体的暴行などを1度でも受けたことがあると回答しており(図表31)、町民アンケートでも、「被害者にも暴力を振るわれる原因があるはず」という意識で、そう思うが約1割、どちらかと言えばそう思うが約3割と男女ともに4割以上が被害者側にも問題があるという回答であり意識の改善が必要です(図表32)。

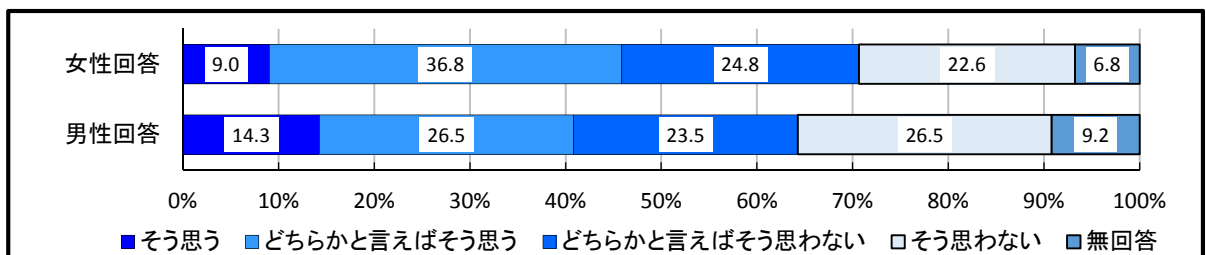
DVは身近にある重大な人権侵害であることの理解を深めるために、今後は、女性の人権尊重のための意識啓発を推進する必要があります。また、被害者への支援体制の強化に努める必要があります。

図表31 配偶者からの被害経験



資料：内閣府「平成26年度男女共同参画白書」

図表32 暴力の被害者にも暴力を振るわれる原因がある



資料：町民アンケート

## 推進方針

配偶者等からの暴力（DV）やデートDV等の暴力を絶対に許さないという意識づくりを推進します。DV相談窓口を広く周知し、被害の早期発見に努めるとともに関係機関との連携を強化し、被害者の実情に応じた切れ目のない支援を行います。

推進施策	施策の内容	担当課
a 暴力防止に関する啓発・情報提供の推進	・リーフレットや広報、町ホームページによる相談窓口等の情報提供	企画課
b 相談支援体制の周知と関係機関との連携強化	・庁内における被害者の相談支援体制の連携強化 ・県、NPO等の関係機関との連携強化	企画課、健康福祉課 総務防災課 企画課

### ○女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

内閣府男女共同参画局では、これら女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めていただくため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しています。



### ○パープルリボン運動

子どもや暴力の被害者にとって世界を安全なものとすることを目的として、平成6年（1994年）、アメリカで近親姦やレイプの被害者によって生まれたものです。現在40か国以上の国際的なネットワークに発展し、「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルとして使われています。



## 2 異性に対する暴力の根絶

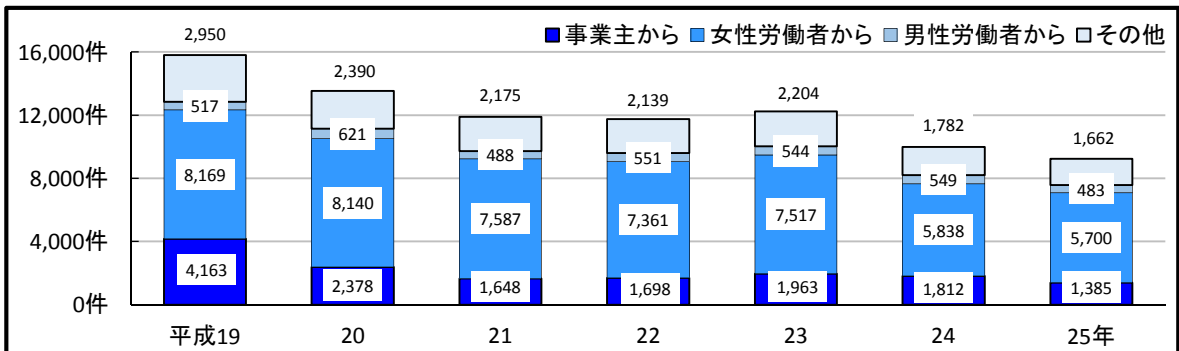
### 現状と課題

女性に対する暴力は、配偶者や交際相手など身近な人からの暴力（DV）だけでなく、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、ストーカー行為等、時には生命に関わる重大な社会問題となっており、男女がお互いを尊重し対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成に多大な支障をきたしています。

全国のセクシャル・ハラスメントの相談件数（図表 33）は、女性労働者からの件数が半数以上を占めており、その被害は企業や学校などさまざまな場所で見られ、また、最近ではパワー・ハラスメントによる被害も深刻で上司から部下に行われるものだけでなく、人間関係のさまざまな優位性を背景に行われるものを含んでいます。さらに、ストーカー行為の推移は増加傾向にあり、近年、高い伸びが見られます（図表 34）。

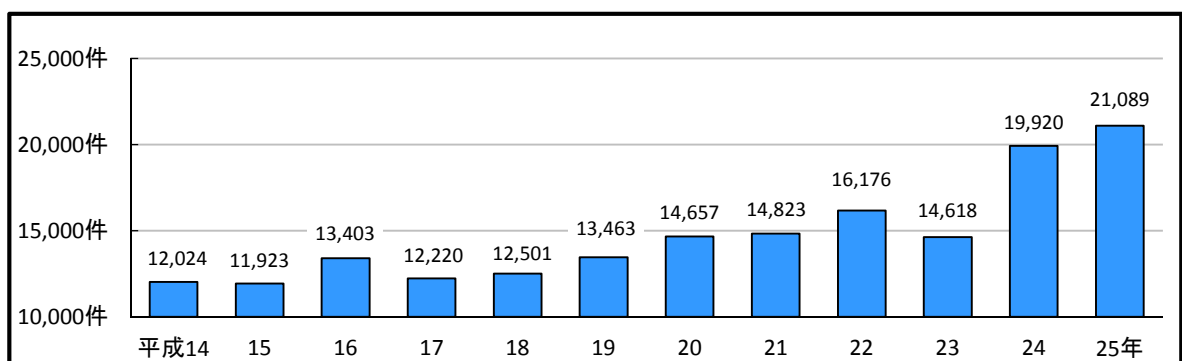
このように、暴力は力の落差が発生するあらゆる場面においてそれを利用し、人を支配しようとするもので、特に体力、経済力、社会的影響において不利な立場におかれやすい女性に対する暴力は、絶対に許されるものではありません。男女が共に対等な構成員として、安心して暮ることができる男女共同参画社会をつくるためには、啓発の推進と被害者への適切な支援体制の確立に努める必要があります。

図表 33 セクシャル・ハラスメントの相談件数



資料：内閣府「平成 26 年度男女共同参画白書」

図表 34 ストーカー事案に関する認知件数



資料：内閣府「平成 26 年度男女共同参画白書」

## 推進方針

ストーカーやセクシャル・ハラスメントなど人権を侵害する暴力を未然に防止するため、相談支援体制の充実を図るとともに、このような暴力は絶対に許さないという意識づくりを推進します。

推進施策	施策の内容	担当課
a 人権尊重意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる暴力根絶への啓発</li> <li>事業所向けセクシャル・ハラスメント等の防止の啓発</li> </ul>	企画課 観光課
b 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権擁護委員等による身近な相談窓口や専門家による相談の実施</li> <li>研修への参加による職員の相談技能、意識の向上</li> </ul>	健康福祉課 企画課

## 基本目標Ⅲの目標値

指 標	平成 25 年度 実績値	平成 31 年度 目標値
女性に対する暴力防止の働きかけの回数	1回	2回
セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発活動と相談窓口の周知の回数	1回	2回
有害環境浄化活動 <sup>※5</sup> (訪問活動実施回数)	1回	1回
被害者にも暴力を振るわれる原因があるはずだの割合	女性 45.8% 男性 40.8%	女性・男性ともに 30%以下
DV等の相談担当職員の研修受講回数	1回	2回

※5 有害図書浄化活動

青少年を取り巻く有害な環境を取り除くために、環境実態調査や有害図書類自販機撤去申し入れなどを行う活動。

#### 第4節 計画の進捗状況を計るための目標値

本計画は総合的な施策の展開によることから、計画の進捗状況を評価、点検するために、3つの基本目標ごとに以下の目標値を設けています。これにより基本目標に盛り込んだ施策や事業のあり方を検討し、目標達成を確実にするよう努めます。

##### 【再掲】

基本目標Ⅰ 指標	平成25年度 実績値	平成31年度 目標値
男女共同参画講演会の参加者数	55人	60人
プレママ・パパ(出産育児)教室における父親参加率	43%	45%
審議会、委員会への女性登用率	19.7%	30%
一般行政職の女性管理職比率	14.0%	30%
女性委員ゼロの審議会、委員会の数	8	7

基本目標Ⅱ 指標	平成25年度 実績値	平成31年度 目標値
ワーク・ライフ・バランスの認知度	女性 21.8% 男性 15.3%	女性・男性ともに 30%以上
職場における男女の平等感の割合	女性 27.6% 男性 22.1%	女性・男性ともに 40%以上
男性職員の育児休業取得人数	0人	1人以上
特定健康診査受診率	30.9%	60%
肺がん検診受診率	31.6%	50%

基本目標Ⅲ 指標	平成25年度 実績値	平成31年度 目標値
女性に対する暴力防止の働きかけの回数	1回	2回
セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発活動と相談窓口の周知の回数	1回	2回
有害環境浄化活動(訪問活動実施回数)	1回	1回
被害者にも暴力を振るわれる原因があるはずだの割合	女性 45.8% 男性 40.8%	女性・男性ともに 30%以下
DV等の相談担当職員の研修受講回数	1回	2回

## 第5章 計画の推進

## 第5章 計画の推進

### (1) 男女共同参画推進委員会による町民と行政の連携の強化

町民委員や有識者で構成する「箱根町男女共同参画推進委員会」を定期的を開催し、町民の意見を男女共同参画施策に反映させます。また、毎年度、行政が行った施策・事業の点検・評価を報告し、その達成度の点検・評価を行います。

### (2) 男女共同参画推進リーダー会議による関係各課との連携の強化

男女共同参画に関する施策は多方面にまたがるため、「箱根町男女共同参画推進リーダー会議」を開催し、関係各課との連携を密にするとともに、男女共同参画に関する共通認識を持つてあらゆる事業を推進します。

また、男女共同参画に関連する分野の個別計画と整合性を図りながら、総合的に取り組みを進めます。

### (3) 施策・事業の点検・評価

毎年度、関係各課において、「推進施策」に掲げた施策・事業の取り組み内容や実績、課題、今後の方向性等を確認し、進捗状況を把握します。その結果を踏まえ、必要に応じて施策や事業を見直します。また、進捗管理の中では、男女共同参画の視点を持って事業に取り組んだかどうかの有効度の確認もあわせて実施します。

### (4) 数値目標の進捗管理

本プランに掲げている「数値目標」について、プランの中間年度である平成 31 年度と、最終年度である平成 36 年度に、アンケート調査や事業実績等を用いて達成状況を確認します。

また、社会情勢の変化等を踏まえ、施策や目標について、必要に応じてより適切なものへと見直しを行います。



# 資料編

## 1 はこね男女共同参画推進プラン（第2次）の策定経過

### ○平成 25 年度

年 月 日	内 容
平成 25 年 6 月 14 日から 6 月 30 日まで	箱根町の男女共同参画に関する意識調査を実施 (住民及び職員)
平成 25 年 10 月 8 日	第 1 回箱根町男女共同参画推進リーダー会議 (意識調査の集計・分析結果について)
平成 25 年 10 月 25 日	第 1 回箱根町男女共同参画推進委員会 (意識調査の集計・分析結果について)
平成 26 年 2 月 20 日	第 2 回箱根町男女共同参画推進委員会 (意識調査に基づいた新プランの施策体系案について)
平成 26 年 3 月 13 日	第 2 回箱根町男女共同参画推進リーダー会議 (意識調査に基づいた新プランの施策体系案について)

### ○平成 26 年度

年 月 日	内 容
平成 26 年 6 月 15 日から 6 月 29 日まで	前プランの取組状況調査を実施
平成 26 年 6 月 26 日	第 1 回箱根町男女共同参画推進リーダー会議 (新プランの骨子について)
平成 26 年 6 月 30 日	第 1 回箱根町男女共同参画推進委員会 (新プランの骨子について)
平成 26 年 10 月 24 日	第 2 回箱根町男女共同参画推進リーダー会議 (新プランの素案について)
平成 26 年 11 月 6 日	第 2 回箱根町男女共同参画推進委員会 (新プランの素案について)

## 2 箱根町男女共同参画推進委員会委員名簿

○平成 25 年度

役 職	氏 名
会 長	鈴 木 美 貴
副 会 長	廣 枝 三 千 ル
特別委員	黒 澤 摩 里 子
委 員	駒 慎 司
委 員	竹 澤 政 子
委 員	豊 田 カ ネ 子
委 員	湯 川 耕 一
委 員	山 口 正

○平成 26 年度

役 職	氏 名
会 長	鈴 木 美 貴
副 会 長	湯 川 耕 一
特別委員	黒 澤 摩 里 子
委 員	竹 澤 政 子
委 員	豊 田 カ ネ 子
委 員	岡 野 恵 美
委 員	加 藤 康 夫
委 員	工 藤 徳 行
委 員	勝 呂 昌 子

### 3 箱根町男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 箱根町における男女共同参画社会の形成を推進するため、箱根町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画づくりを推進するための方策に関する事
- (2) 「はこね男女共同参画推進プラン」の進行管理に関する事
- (3) その他町長が必要と認めた事項

(構成)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、町民等の中から町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて構成員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画観光部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 4 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正 平成11年12月22日同 第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もつ

て男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### （法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### （年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### （男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### （都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### （施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### （国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置

を講じなければならない。

#### (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大

臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

**附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）



## 5 神奈川県男女共同参画推進条例

平成 14 年 3 月 29 日条例第 8 号

改正 平成 20 年 7 月 22 日条例第 40 号

平成 22 年 8 月 3 日条例第 48 号

### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

### (男女共同参画を推進するための理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、男女が社会のあらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影

響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

### (県の責務)

第 4 条 県は、前条に規定する理念(以下「条例の理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない。

### (事業者の責務)

第 5 条 事業者は、条例の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進を図るものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (県民の責務)

第 6 条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において男女が共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わないよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### (性別による権利侵害行為の禁止)

第 7 条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、異性に対する暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。)その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。

### (セクシュアル・ハラスメントの禁止等)

第 8 条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。

### (情報を読み解く能力の向上)

第 9 条 県は、県民が、男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な施策を講じるものとする。

### (男女共同参画の推進に関する届出等)

第 10 条 常時使用する従業員の数が規則で定める数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事

業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。

- (1) 事業者の名称及び代表者並びに所在地
- (2) 事業所の名称及び所在地並びに主たる業種
- (3) 常時使用する従業員の数及びその男女別の数
- (4) 職務区分別の常時使用する従業員の数及びその男女別の数
- (5) 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者の数並びにその男女別の数
- (6) 従業員の資質及び能力の向上を図るための教育訓練の実施状況
- (7) 業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況
- (8) セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況
- (9) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出をしていない事業者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

#### (報告の徴収)

第 11 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条第 1 項の規定により届出があった事業者から必要な報告を求めることができる。

#### (指導及び勧告)

第 12 条 知事は、第 10 条第 1 項の規定により事業者から届出があった事業所のうち、相当の理由がないにもかかわらず、男女共同参画の推進の状況が著しく不良であると認められ、かつ、相当の期間を経過しても改善が認められないものがあるときは、当該事業所を有する事業者に対し、改善に関する指導又は勧告をすることができる。

#### (情報の提供)

第 13 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進の状況についての情報を県民及び事業者に積極的に提供するものとする。

#### (施策又は事業についての提案等の申出)

第 14 条 県内に住所を有する者、県内に事業所を有する事業者その他規則で定める者で、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は事業についての提案、

意見、要望、苦情等のあるものは、知事にその旨を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うに当たり特に必要があると認めるときは、神奈川県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

#### (審議会への諮問)

第 15 条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 1 項の規定による男女共同参画計画を策定し、又は改定しようとするときその他男女共同参画の推進に関する重要事項に関し決定を行おうとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

#### (委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 12 条までの規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

##### (附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例（昭和 28 年神奈川県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

##### (検討)

3 知事は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

全部改正〔平成 22 年条例 48 号〕

附 則（平成 20 年 7 月 22 日条例第 40 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 8 月 3 日条例第 48 号抄）

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成26年4月23日法律第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、

「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### （配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
  - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
    - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
    - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
    - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
    - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
    - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、

情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### （婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### （婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

### （配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
  - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
  - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その

適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の仕事の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の

場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶

者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る

事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置

の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### （迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### （保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴

力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

#### （即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### （保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

#### （第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本



文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

#### (職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者

の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

#### (調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

#### (民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

#### (国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十

分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

### (この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含

む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

### (検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関す

る事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

#### （検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

#### （施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

#### （施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

#### （政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

### 〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

#### （仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

#### （働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も

存在する。

#### （共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

#### （仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあつては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

#### （多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り

組むことが重要である。

#### （多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

#### （明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

#### 【仕事と生活の調和が実現した社会の姿】

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様

な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

##### ① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

##### ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

##### ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

#### 【関係者が果たすべき役割】

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

#### （企業と働く者）

（1）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

#### （国民）

（2）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在

り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。  
また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

**(国)**

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

**(地方公共団体)**

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。



## はこね男女共同参画推進プラン（第2次）素案

発行日：平成26年12月

発行：箱根町

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本256番地

TEL 0460-85-7111 FAX 0460-85-7577

<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/>

編集：箱根町企画観光部企画課